



**電波法指定較正の業務規程**  
**(測定器等の較正業務の手引き)**  
 制定日:2013年02月20日  
 発効日:2023年09月01日  
 改定日:2023年08月01日

< 目次 >

はじめに..... 2

I. 較正対象の測定器と較正項目..... 2

II. 事務所、業務時間等..... 3

III. 較正業務..... 4

IV. トレーサビリティ..... 16

V. 較正料金..... 16

VI. 較正員の選任と解任..... 17

VII. 較正の業務に関する帳簿及び書類の管理..... 17

VIII. ご意見、ご要望、トラブルについて..... 18

IX. その他..... 18

別表1 「電波法指定較正の範囲と料金」 .....20

別表2 「電波法指定較正申請書」 .....23

別表3 「較正完了通知書」 および「較正結果」 .....25

別表4 「トレーサビリティ体系図」 .....34

別表5 「一般取引条件」 .....44

## はじめに

インターテックジャパン株式会社（以下、「弊社」と呼びます。）は、平成 25 年 2 月 6 日に総務大臣の指定を受け、平成 25 年 4 月 1 日より指定較正機関として測定器等の較正を行っておりました。

以下にその概要を紹介いたします。

## I. 較正対象の測定器と較正項目

指定較正機関に係る較正対象の測定器とその較正項目および最低較正点数は、以下のとおりです。

なお、較正可能範囲や料金等の詳細については、別表 1「電波法指定較正の範囲と料金」を参照して下さい。弊社元払いで被較正測定器の返送をする場合等の送料は、別途必要となります。

## 1. 周波数計

(1) 周波数 …………… 基本較正項目 (5 点)

## 2. スペクトル分析器

(1) 正弦波電圧 (周波数応答) …………… 基本較正項目 (10 点)

(2) 周波数 …………… 基本較正項目 (10 点)

(3) 周波数スパン …………… 追加較正項目 (5 点)

(4) 基準レベル …………… 追加較正項目 (5 点)

(5) 入力減衰器 …………… 追加較正項目 (5 点)

(6) 分解能帯域幅 …………… 追加較正項目 (5 点)

## 3. 電界強度測定器

(1) 正弦波電圧 (周波数応答) …………… 基本較正項目 (10 点)

(2) 正弦波電圧 (直線性) …………… 基本較正項目 (5 点)

(3) 総合選択度 …………… 追加較正項目 (5 点)

(4) 中間周波数除去比 …………… 追加較正項目 (5 点)

(5) イメージ周波数除去比 …………… 追加較正項目 (5 点)

(6) ランダム雑音 …………… 追加較正項目 (5 点)

(7) スプリアス応答 …………… 追加較正項目 (5 点)

(8) アンテナ係数<sup>注1</sup> …………… 基本較正項目 (—)<sup>注3</sup>

(9) 減衰量<sup>注2</sup> …………… 基本較正項目 (—)<sup>注3</sup>

注1 アンテナ係数は、アンテナを対象として較正をいたします。アンテナ係数からの利得 (ゲイン) の算出も可能です。

注2 減衰量は、アンテナから受信機のための測定経路や、ケーブル、減衰器などを対象として較正をいたします。

注3 周波数を掃引して行うため、較正点の記載をいたしていません。

## 4. 高周波電力計

- (1) 高周波電力 …………… 基本較正項目 (5点)  
 (2) 直線性 …………… 基本較正項目 (5点)  
 (3) 基準信号 (その他信号出力) …………… 基本較正項目 (1点)

## 5. 電圧電流計

- (1) 直流・交流電圧 …………… 基本較正項目 (4点)  
 (2) 直流・交流電流 …………… 基本較正項目 (4点)

## 6. 標準信号発生器

- (1) 正弦波電力 (周波数応答) …………… 基本較正項目 (5点)  
 (2) 振幅 …………… 基本較正項目 (5点)  
 (3) 周波数 …………… 基本較正項目 (5点)  
 (4) スプリアス …………… 追加較正項目 (1点)

## 7. 周波数標準器

- (1) 周波数 …………… 基本較正項目 (1点)

## II. 事務所、業務時間等

## 1. 事務所 (インターテックジャパン株式会社 校正部)

指定較正機関に係る較正業務は、弊社鹿島試験所内の校正部で実施しています。  
 校正部の連絡先は以下を参照して下さい。



○会社名	インターテックジャパン株式会社 校正部
○所在地	茨城県神栖市砂山3番地2
(本社)	東京都港区海岸三丁目18番1号
○電話	0479-40-1372
○FAX	0479-40-1922
○メールアドレス	jpn.kosei@intertek.com

## 2. 業務時間等

## (1) 業務時間

平日の午前8時30分から午後5時00分まで

## (2) 休日

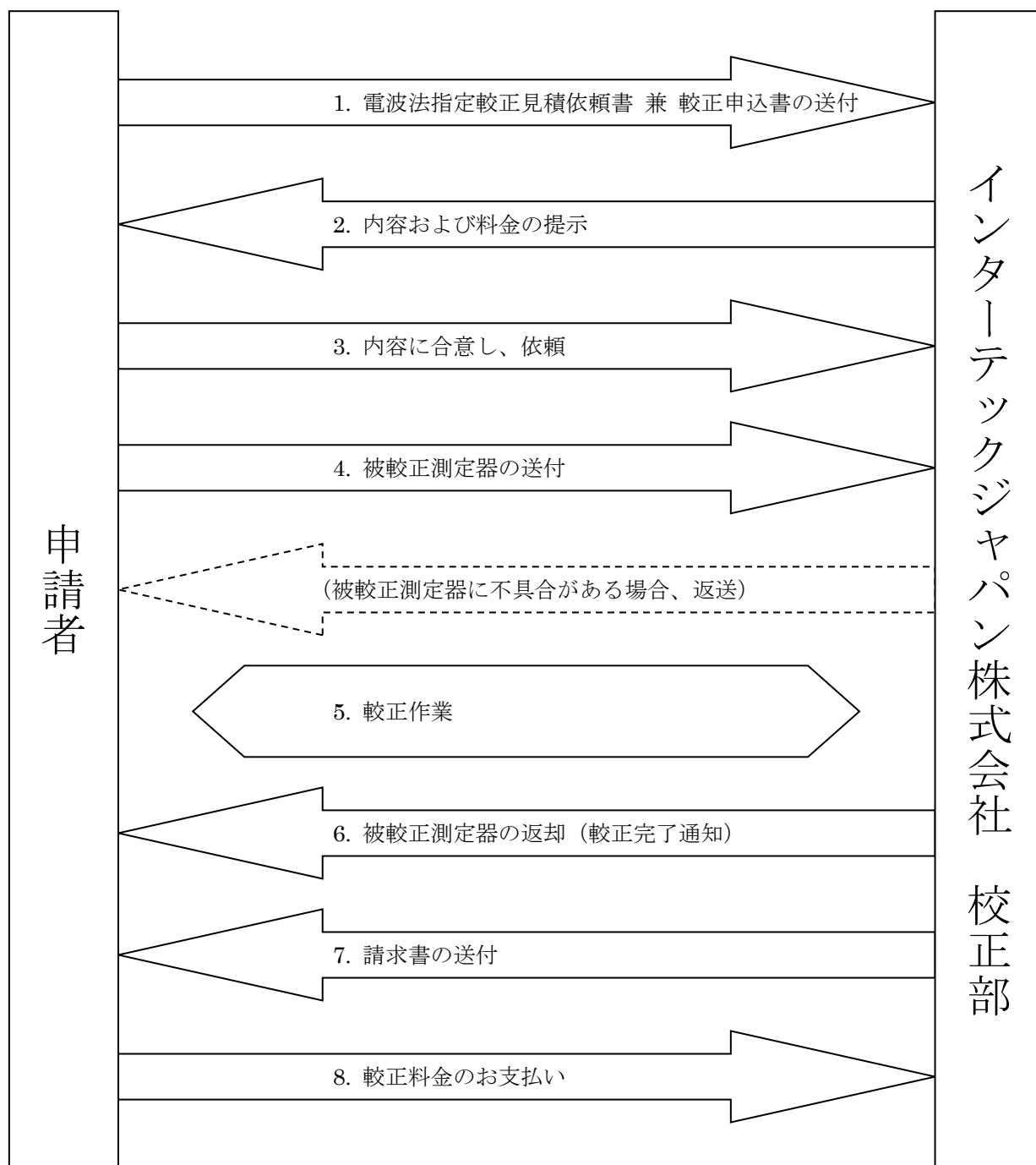
土曜日、日曜日、国民の祝日および12月29日から翌年1月4日まで

### III. 較正業務

指定較正機関に係る較正業務は、電波法指定較正申込書に記載された内容に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構にトレースした較正器により、電波法で定められた要件を備えた較正員が実施します。

#### 1. 較正業務の流れ

指定較正機関に係る較正業務は、以下のような流れで行います。較正の申請をされる際にご確認下さい。





2. 較正の申請

指定較正機関に係る較正を申請される際は、別表 2「電波法指定較正見積依頼書 兼 較正申込書」を弊社校正部へ電子メールもしくは FAX にてお送りいただき、較正内容および被較正測定器の返却予定日等について打ち合わせを行った上、被較正測定器を弊社校正部へ搬入して下さい。

【電波法指定較正申請書 記載例】

		電波法指定較正 見積依頼書 兼 較正申込書		インターテックジャパン株式会社 FAX: 03-3451-7825 jpn.kosei@intertek.com	
Total Quality. Assured.		1/2			
ご依頼内容 下記※のいずれかでご依頼される場合、本書式 P.2 の記載は不要です					
<input type="checkbox"/> 本書式 P.2 に記載		<input type="checkbox"/> ※お客様の較正仕様書等で指定			
<input type="checkbox"/> ※前回成績書同様 No.JR		<input type="checkbox"/> ※前回見積書同様 No.ES			
申込者	貴社名				顧客番号 (弊社使用欄)
	住所	〒			
	部署名				
	担当者名	様	E-mail		
	TEL		FAX		
以下は、申込者と同じである場合は記入不要です					
較正完了 通知書名	貴社名				
	住所	〒			
ご請求先	貴社名				顧客番号 (弊社使用欄)
	住所	〒			
	部署名				
	担当者名	様	E-mail		
	TEL		FAX		
請求書発行後の請求先変更については、再発行手数料(請求金額 20 万円未満は一律 20%、20 万円以上 100 万円未満は 10%、100 万円以上は 5%、1000 万円超は 3%)を申し受けます。変更請求先が弊社日本支社として口座登録がない場合、いかなる場合もお受けできません。					
<input type="checkbox"/> 受託較正	弊社着荷日	年 月 日頃 荷物の数量 : 個 (元払にてご送付ください)			
	納品ご希望日	<input type="checkbox"/> 希望日なし: 目安: 約 7 営業日にて返送 <input type="checkbox"/> 希望日あり: 年 月 日 着 納品方法: <input type="checkbox"/> 着払 <input type="checkbox"/> 引取り <input type="checkbox"/> 発払 (4,000 円/個、160 サイズ以内) 弊社着荷日の翌日から完了日(返送日)が、7 営業日未満の場合、特急料金(+10,000 円/1 品目)が発生します			
	送付先住所	社名		部署名	
	申込者と同じ場合、 記入不要	住所	〒		
		担当者名		TEL	
<input type="checkbox"/> 出張較正	ご希望日 : 年 月 日頃 ~ 日頃				
オプション	完了通知書・較正結果・トレーサビリティ体系図 発行形式 <input type="radio"/> 電子媒体PDF(無償) <input checked="" type="radio"/> 紙媒体+2,000円 / 1				
	<input type="checkbox"/> 較正值 CSV 電子データ (+2,000 円 / 1 品目)				
	<input type="checkbox"/> 通箱(依頼品輸送用) : 年 月 日着希望 数量: 個 (+4,000 円 / 1 個)				
以下は、見積依頼時にはご記入不要です。お申込時に全ての項目をご記入下さい					
見積書番号	ES	見積金額(税別)	¥		
貴社名					
部署名					
ご署名(自署)			申込日	年 月 日	
供試品の送付先			受領	確認	
鹿島試験所 宛 〒314-0255 茨城県神栖市砂山 3 番地 2 TEL: 0479-40-1372 FAX: 0479-40-1922			弊社使用欄	弊社使用欄	
インターテックジャパン株式会社 〒108-0022 東京都港区海岸 3-18-1			LFT-FJP-SL040 / Effective Date: 1 May 2023		



電波法指定較正  
見積依頼書 兼 較正申込書

インターテックジャパン株式会社

FAX: 03-3451-7825

jpn.kosei@intertek.com

Total Quality. Assured.

2/2

本書式 P.1 の「ご依頼内容」指定で「※お客様の較正仕様書等で指定」「※前回と同じ依頼」を選択時は、記載不要です。

種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品

備考

種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品

備考

種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品

備考

種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品

備考

※種別は下記からお選びください。複数の種別の機能を有する被較正測定器の場合、複数の種別を記載いただけます。

- 1.周波数計 2.スペクトル分析器 3.電界強度測定器(受信機、アンテナ、測定経路等が含まれます) 4.高周波電力計
- 5.電圧電流計 6.標準信号発生器 7.周波数標準器

【お願い】被較正測定器の取扱説明書および、付属品を同梱ください。



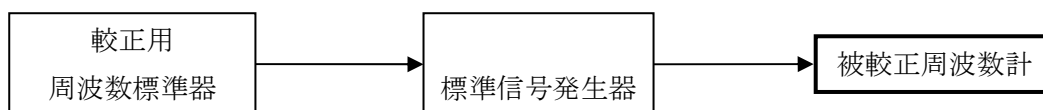
### 3. 較正方法の概要

較正は、「I. 較正対象の測定器と較正項目」に示した基本較正項目・最低較正点数を含む内容で行います。電波法指定較正見積依頼書 兼 較正申込書もしくは打ち合わせにおいて追加較正項目および較正点の追加を希望された場合は、その内容を含めて行います。被較正測定器の仕様により、最低較正点数で行えない場合は、可能な較正点数までを行います。

以下の較正系統図で、「較正用～」と記載された測定器は、国立研究開発法人情報通信研究機構によって較正されたものを指します。

## (1) 周波数計

較正系統図

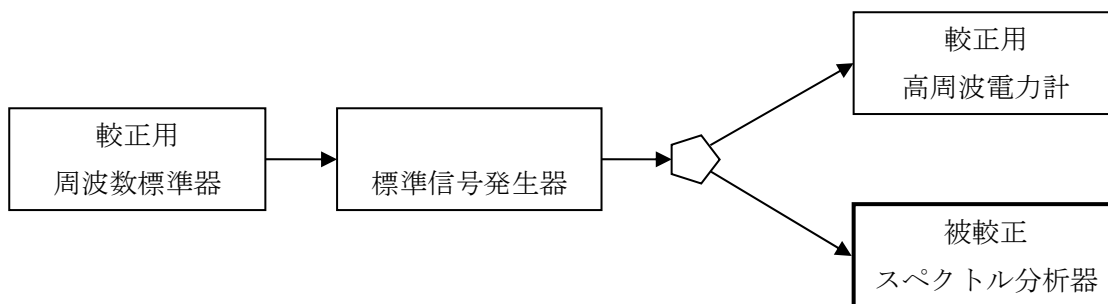


## ① 「周波数」

被較正周波数計に標準信号発生器から較正点の周波数を入力し、周波数の較正をします。  
標準信号発生器の基準周波数には標準周波数を使用します。

## (2) スペクトル分析器

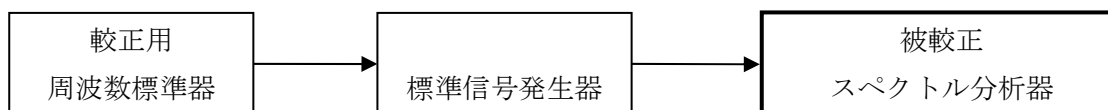
較正系統図 (①)



## ① 「正弦波電圧 (周波数応答)」

高周波電力計の電力指示値が、較正点の電圧と等しい電力となるように標準信号発生器出力を調整し、正弦波電圧を較正します。

較正系統図 (②、③、④、⑤、⑥)



## ② 「周波数」

標準信号発生器から較正点の周波数を入力し、周波数を較正します。被較正スペクトル分析器に周波数カウンタ機能が備えられている場合は、その機能を有効にして行います。

## ③ 「周波数スパン」

被較正スペクトル分析器を較正点の周波数スパンに設定し、標準信号発生器から、周波数スパンの下限および上限の周波数を入力します。各々の周波数を読み取り、周波数スパンを較正します。

④ 「基準レベル」

被校正スペクトル分析器を校正点の基準レベルに設定し、標準信号発生器から校正点の電圧を入力して基準レベルを校正します。

⑤ 「入力減衰器」

標準信号発生器から一定の電圧を入力し、被校正スペクトル分析器の入力減衰器の値を各校正点に変更していきます。各々の指示値を読み取り、入力減衰器を校正します。

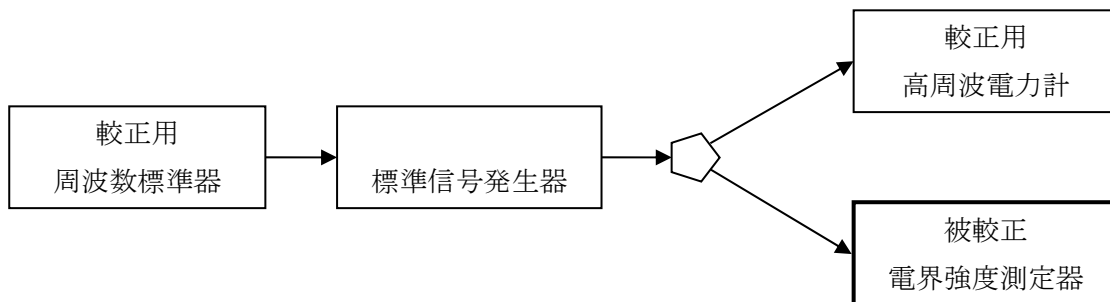
⑥ 「分解能帯域幅」

被校正スペクトル分析器を校正点の分解能帯域幅に設定し、標準信号発生器から正弦波電圧を入力します。被校正スペクトル分析器のマーカ機能を用いて帯域幅を読み取り、分解能帯域幅を校正します。

(3) 電界強度測定器

(3).A 受信器

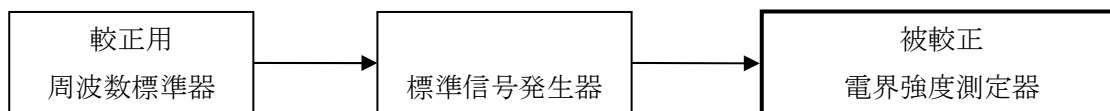
校正系統図 (①)



① 「正弦波電圧 (周波数応答)」

高周波電力計の電力指示値が、校正点の電圧と等しい電力となるように標準信号発生器出力を調整し、正弦波電圧を校正します。

校正系統図 (②、③、④、⑤、⑥)



② 「正弦波電圧 (直線性)」

標準信号発生器から校正点の電圧を入力し、正弦波電圧を校正します。

②～⑦では、標準信号発生器の基準周波数には標準周波数を使用します。

## ③ 「総合選択度」

被校正電界強度測定器を校正点の周波数に設定し、標準信号発生器から、一定の電圧で、校正点およびその前後の周波数を入力します。各々の指示値を読み取り、総合選択度を校正します。

## ④ 「中間周波数除去比」

標準信号発生器から被校正電界強度測定器の中間周波数を入力し、校正点の周波数の指示値を読み取ります。その指示値と入力電圧を比較し、中間周波数除去比を校正します。

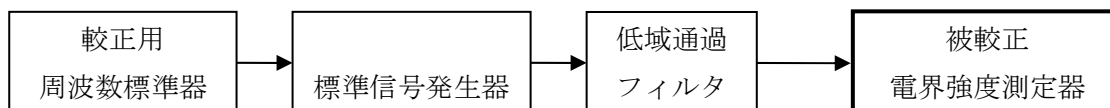
## ⑤ 「イメージ周波数除去比」

被校正電界強度測定器を校正点の周波数に設定し、標準信号発生器からイメージとなる周波数を入力します。そのときの校正点の指示値と入力電圧を比較し、イメージ周波数除去比を校正します。

## ⑥ 「ランダム雑音」

標準信号発生器から一定の電圧で、校正点の周波数を入力し、被校正電界強度測定器の入力減衰器を変化させていきます。各々の指示値を読み取り、その直線性を確認することでランダム雑音を校正します。

## 校正系統図 (⑦)

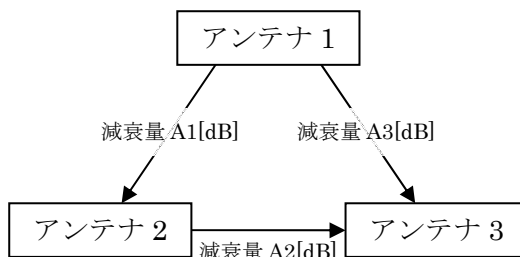


## ⑦ 「スプリアス」

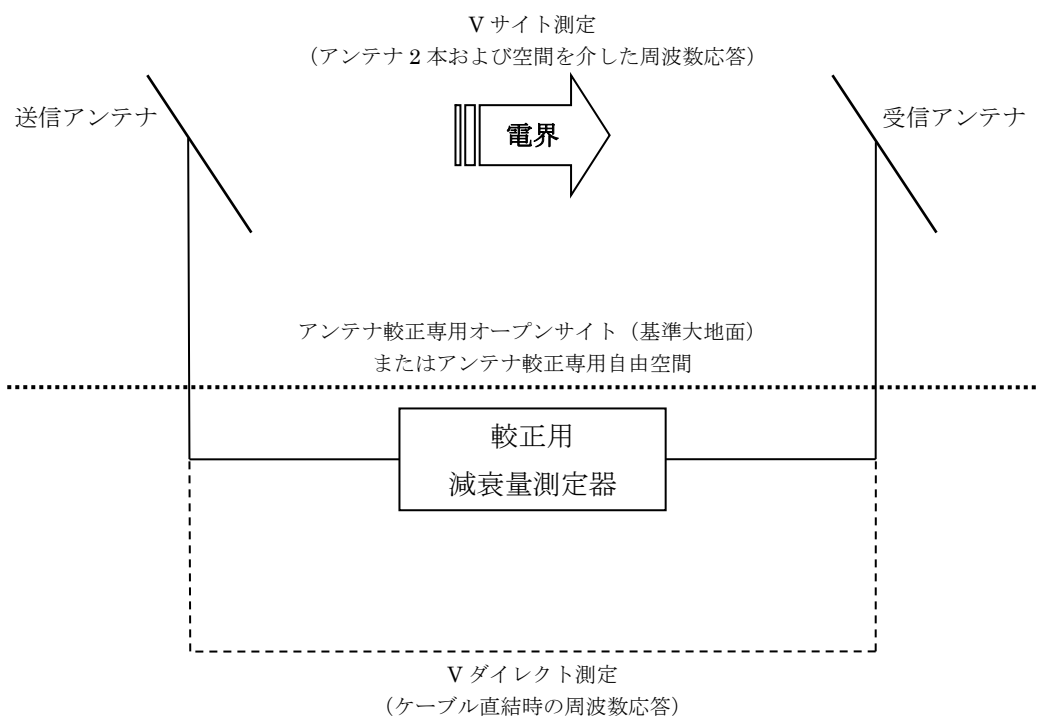
標準信号発生器から校正点の周波数を低域通過フィルタを介して入力し、校正点の周波数およびその二次高調波となる周波数の指示値を読み取る。それらの指示値を比較し、スプリアスを校正します。

(3).B アンテナ

較正系統図 (⑧-1)



較正系統図 (⑧-2)



較正系統図 (⑧-3)

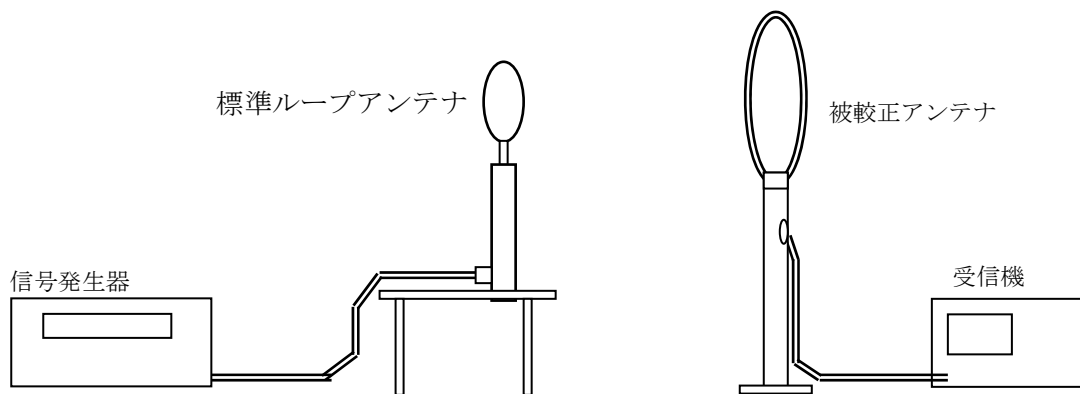
$$AF1 = 10 \log(f) - 24.46 + \frac{1}{2}(E_D + A_1 + A_2 - A_3) \quad [dB/m] \dots\dots\dots \text{数式 1} \text{注1}$$

$$AF2 = 10 \log(f) - 24.46 + \frac{1}{2}(E_D + A_1 - A_2 + A_3) \quad [dB/m] \dots\dots\dots \text{数式 2} \text{注1}$$

$$AF3 = 10 \log(f) - 24.46 + \frac{1}{2}(E_D - A_1 + A_2 + A_3) \quad [dB/m] \dots\dots\dots \text{数式 3} \text{注1}$$

## 較正系統図 (⑧-4)

測定場所：電波半無響室



## 較正系統図 (⑧-5)

$$AF = -45.9 - 20\log_{10} f_{MHz} - S_{21}^{dB} + 20\log_{10} K - F_{ant}^{dB} (STD)$$

数式 4

## ⑧ 「アンテナ係数」

被較正アンテナ以外に、類似型のアンテナをもう 2 本用いて、較正系統図 (⑧-1) に示す A1、A2、および A3 の 3 通りの減衰量を求めます。減衰量は、較正系統図 (⑧-2) に示す V ダイレクト測定の値から V サイト測定<sup>注1</sup>の値を減算して求めます。

求められた 3 通りの減衰量から、較正系統図 (⑧-3) に示す数式を用いてアンテナ係数を較正します。この際、被較正アンテナを「アンテナ 1」とした場合は「数式 1」を、「アンテナ 2」とした場合は「数式 2」を、「アンテナ 3」とした場合は「数式 3」を用います。

注1 V サイト測定を行う際の位置関係や偏波等の条件は様々です。数式内の  $E_b$  の値はそれらにより変わります。

## 「アンテナ係数」ループアンテナ

標準ループアンテナを用いて被較正アンテナのアンテナ係数を求めます。

信号発生器及び、スペクトラムアナライザのケーブルを含めた経路で読み値を記録する。

被較正アンテナを標準送信ループアンテナに正対させる。較正系統図 (⑧-4)

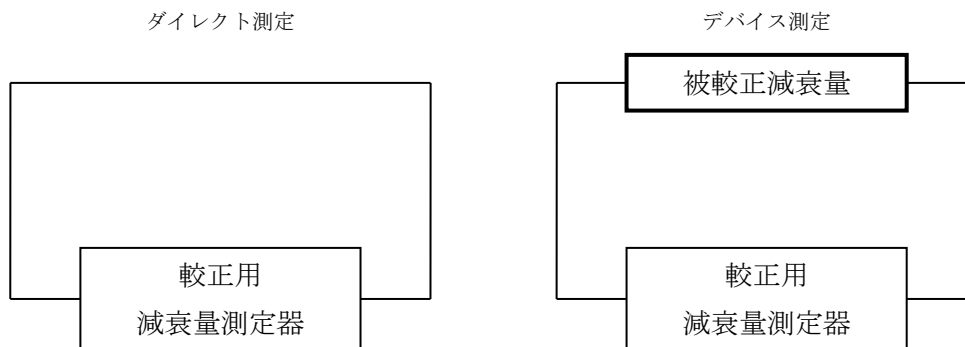
スペクトラムアナライザの読み値を記録する。

較正系統図 (⑧-5) に示す「数式 4」を用いアンテナ係数を求める。



## (3).C アンテナから受信器までの測定経路や、ケーブル、減衰器など

## 校正系統図 (9)



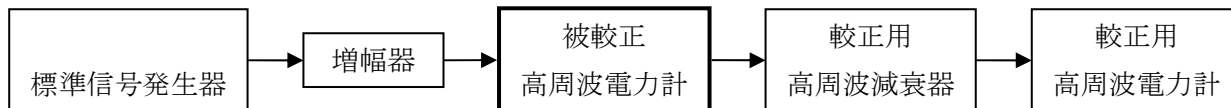
## ⑨ 「減衰量」

校正系統図 (9) に示すダイレクト測定値からデバイス測定値を減算し、減衰量を校正します。このとき、計算は対数[dB]で行います。

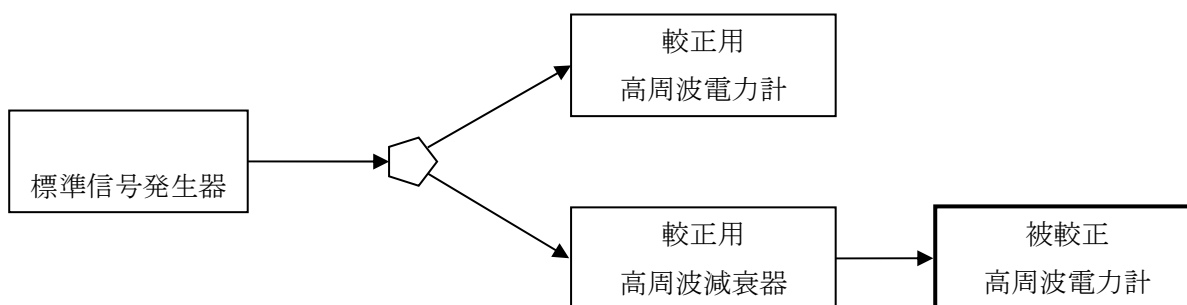
## (4) 高周波電力計

## 較正系統図 (①、②)

\* 較正点が $-30\text{dBm}$ ～ $50\text{dBm}$  の場合 (通過型のみ)



\* 較正点が $-100\text{dBm}$ ～ $20\text{dBm}$  の場合 (終端型および通過型)



## ① 「高周波電力」

被較正高周波電力計の仕様 (終端型もしくは通過型) や較正点の電力によって、較正系統を変えて較正します。

いずれの較正系統の場合も、被較正高周波電力計に入力される電力が、較正点の電力となるように、較正用高周波電力計の指示値を読みつつ、高周波減衰器の減衰量および標準信号発生器出力を調整し、高周波電力を較正します。

較正系統図では省略しておりますが、①および②では、標準信号発生器の基準周波数には較正用周波数標準器を用いて標準周波数を使用します。また、較正点によっては増幅器および高周波減衰器は不要となり、使用しないことがあります。

## ② 「直線性」

被較正高周波電力計の仕様 (終端型もしくは通過型) や較正点の電力によって、較正系統を変えて較正します。

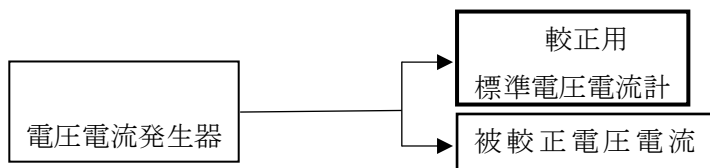
いずれの較正系統の場合も、被較正高周波電力計に入力される電力が、較正点の電力となるように、較正用高周波電力計の指示値を読みつつ、高周波減衰器の減衰量および標準信号発生器出力を調整し、直線性を較正します。

## ③ 「基準信号 (その他信号出力)」

標準信号発生器の較正項目 ①「正弦波電力 (周波数応答)」および ②「振幅」と同様の方法で基準信号の電力を較正します。

## (5) 電圧電流計

較正系統図 (①、②)



## ① 「電圧」

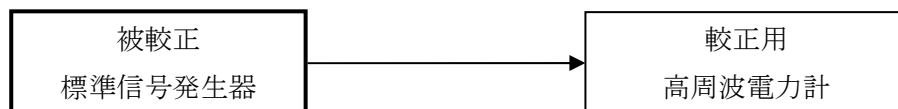
較正用標準電圧電流計の電圧指示値が較正点と等しい電圧となるように、電圧電流発生器出力を調整し電圧を較正します。

## ② 「電流」

較正用標準電圧電流計の電流指示値が較正点と等しい電流となるように、電圧電流発生器出力を調整し電流を較正します。

## (6) 標準信号発生器

較正系統図 (①、②)



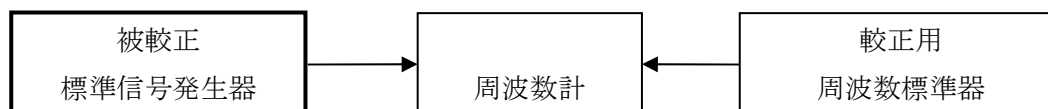
## ① 「正弦波電力 (周波数応答)」

被較正標準信号発生器から較正点の電力を出力させ、較正用高周波電力計へ入力し、正弦波電力を較正します。

## ② 「振幅」

被較正標準信号発生器から較正点の電力を出力させ、較正用高周波電力計へ入力し、振幅を較正します。

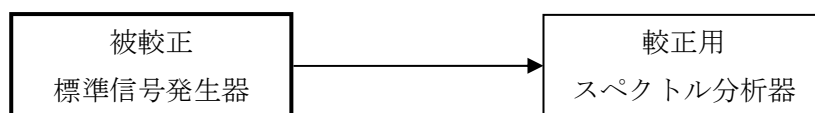
較正系統図 (③)



## ③ 「周波数」

被較正標準信号発生器から較正点の周波数を出力させ、周波数計へ入力し、周波数を較正します。周波数計の基準周波数には標準周波数を使用します。

## 較正系統図 (④)

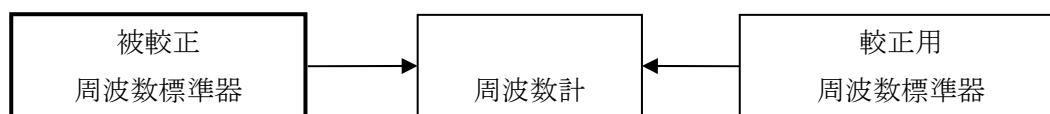


## ④ 「スプリアス」

被較正標準信号発生器から較正点の周波数を出力させ、スペクトル分析器へ入力し、一次から五次までの指示値を読み取り、それらと比較することでスプリアスを較正します。

## (7) 周波数標準器

## 較正系統図



## ① 「周波数」

被較正周波数標準器から周波数標準を出力させ、周波数計へ入力し、周波数を較正します。周波数計の基準周波数には標準周波数を使用します。

## 4. 較正完了通知書とラベルの貼付

較正が完了したら、被較正測定器の返却とともに、別表 3 「較正完了通知書」 および 「較正結果」 をお渡しします。

また、被較正測定器には、較正ラベルを貼付いたします。



大きさ：左右 およそ 32mm、天地 およそ 18mm

色：地は銀色、文字は黒色

※被較正測定器によって形状や大きさを変更する場合がございます。

## IV. トレーサビリティ

指定較正機関に係る較正業務に使用する弊社の標準器は、別表 4 「トレーサビリティ体系図」 に示すとおり、国立研究開発法人情報通信研究機構にトレーサビリティを確保しています。

## V. 較正料金

## 1. 較正料金の額

指定較正機関に係る較正の料金は、別表 1 「電波法指定較正の範囲と料金」 に示しますので、参照して下さい。

## 2. 較正料金のお支払い

較正料金のお支払いは、銀行振り込みのみとなります。被較正測定器を返却したのち、請求書を送付いたしますので、その内容に従って、以下に示す弊社の口座へお振り込み下さい。なお、その際の振込手数料はご負担をお願いいたします。

銀行口座	口座名義	インターテック ジャパン株式会社
銀行名		口座番号（普通預金）
三井住友銀行	本店営業部	1709195

## VI. 較正員の選任と解任

較正員の選任は、測定器等の較正に関する規則第十一条第二号の要件のとおり、第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者を選任し較正員とします。較正員は、II. 1.による、較正業務実施場所に配置します。

- ① 較正員は、代表取締役が2名以上を選任します。
- ② 較正員の選任又は解任は、代表取締役が行います。ただし、次に掲げる場合以外の理由で較正員の意に反して解任することはできません。
  - ・ 較正員に休職を命じたとき。
  - ・ 較正員を解雇したとき。
  - ・ 較正員が退職したとき。
  - ・ 較正員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。
  - ・ 較正員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき。
  - ・ その他、当社就業規則に該当する場合
- ③ 代表取締役は較正員を選任し又は解任したときは、電波法第百二条の十八第十三項において準用する同法第四十七条の二第二項に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出るものとします。

## VII. 較正の業務に関する帳簿及び書類の管理

指定較正機関に係る較正業務は、品質管理システムの下で管理された文書に従い、定められた手順および様式を用いて実施いたします。それらの文書および様式の管理、較正業務の記録については以下のとおりです。

### 1. 文書管理

業務手順書、電波法指定較正見積依頼書 兼 較正申込書の様式、較正完了通知書の様式、その他の品質管理に関連する文書の承認および発行、変更は、権限を持った要員の確認のもとでのみ行われます。それらの文書は識別番号を定めて管理文書の帳簿へ記録し、発効や改定などの情報を含め、容易に検索、識別できる状態で管理しております。

## 2. 較正業務の記録

指定較正機関に係る較正業務は、一つの較正業務ごとに識別番号を定めて較正記録の帳簿へ記録し、申請内容の確認の記録、較正完了通知書、その他の関連書類はその識別番号から容易に検索、識別できる状態で管理いたします。

較正業務を行う過程で得られる記録は、申請者の同意を得た場合を除き、厳密に専有および機密として取り扱います。

## VIII. ご意見、ご要望、トラブルについて

指定較正機関に係る較正業務をご利用いただいた際、ご意見、ご要望、トラブル等がございました場合は、お手数ですが II. 事務所、業務時間等 に示す インターテックジャパン株式会社 校正部 までご連絡をお願いいたします。

### 1. 苦情および異議申立について

苦情および異議申立をいただいた場合は、その原因にかかわらず、品質管理方針およびシステムに従い、調査、解決、是正を行い、文書化し記録した後、ご報告をいたします。

### 2. 不適合の較正業務の管理について

弊社の較正業務またはその結果が何らかの側面で弊社の手順または申請者と合意した要求事項に適合していない場合に、品質管理方針およびシステムに従った手順を踏み、対処いたします。

## IX. その他

### 1. 一般取引条件について

指定較正機関に係る較正は、別表 5 「一般取引条件」に同意いただいた上でご依頼下さい。

### 2. 被較正測定器の不具合

被較正測定器を弊社でお預かりしている間に特性異常、動作異常等の不具合が確認された場合は、直ちに申請者にご連絡し、その後の対応について改めて打ち合わせをいたします。

### 3. 較正の取消し

弊社は、被較正測定器が不正な手段により較正を受けたと判明したときは、その較正を取り消すことがあります。

### 4. 電波法指定較正見積依頼書 兼 較正申込書

電波法指定較正見積依頼書 兼 較正申込書は別表 2 の様式と同等の内容を記載いただければ、異なる様式のものでも構いません。それらの文書も、較正申請書とみなします。

## 5. 別表について

別表 1～5 の書類は、各々の電子ファイルをご用意しております。各々の電子ファイルをご利用の際は、弊社営業部へお問い合わせ下さい。

インターテックジャパン株式会社 営業部  
E-mail: [jpn.kosei@intertek.com](mailto:jpn.kosei@intertek.com)  
HP: <http://ew.intertek-jpn.com/>

別表1 「電波法指定較正の範囲と料金」



### 電波法指定較正の範囲と料金

測定器の種別		較正項目		較正範囲	較正料金	較正点、追加料金および備考
周波数計		周波数	基本項目	0.1Hz~40GHz	¥20,000	較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,500/1点
スペクトル分析器		正弦波電圧 (周波数応答)	基本項目	9kHz~50GHz	¥40,000	較正点:10点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥2,000/1点 ※ご指定がない場合、97dB $\mu$ Vで較正します。
		周波数	基本項目	0.1Hz~40GHz		
		周波数スパン	追加項目	0.1Hz~40GHz	¥5,000	較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,000/1点 代表的な較正点: 周波数100MHzで、スパン10、100kHz、1、10、100MHz
		基準レベル	追加項目	0dB $\mu$ V~100dB $\mu$ V	¥5,000	較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,000/1点 代表的な較正点: 周波数100MHzで、基準レベル60、70、80、90、100dB $\mu$ V
		入力減衰器	追加項目	0dB~60dB (被較正測定器に依存)	¥5,000	較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,000/1点 ※ご指定がない場合、87dB $\mu$ Vで、入力減衰器10dBを基準として較正します。 代表的な較正点: 周波数100MHzで、入力減衰器0、20、30、40、50dB
		分解能帯域幅	追加項目	200Hz~5MHz	¥5,000	較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,000/1点 代表的な較正点: 周波数50MHzで、3dB帯域幅10、30、100、300kHz、1MHz
電界強度測定器		正弦波電圧 (周波数応答)	基本項目	9kHz~50GHz	¥40,000	較正点:10点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥5,000/較正方式 追加料金:較正点の追加 ¥2,000/1点 ※ご指定がない場合、97dB $\mu$ Vで較正します。
			基本項目	9kHz~50GHz		較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,000/1点 ※正弦波信号は較正方式による差はないので、代表的な較正方式、またはご指定の較正方式のみ較正します。 代表的な較正点: 代表的な周波数で、40、50、60、70、80dB $\mu$ V
		総合選択度	追加項目	9kHz~4GHz	¥10,000	較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥2,500/1点 代表的な較正点: QP検波で、100kHz、10、500MHz Peak検波で、3GHz Average検波で、3GHz
		中間周波数除去比	追加項目	9kHz~4GHz	¥5,000	較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,000/1点 ※ご指定がない場合、100dB $\mu$ Vで較正します。 代表的な較正点: 周波数100kHz、1、10、100MHz、1GHz
		イメージ周波数除去比	追加項目	9kHz~4GHz	¥5,000	較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,000/1点 ※ご指定がない場合、100dB $\mu$ Vで較正します。 代表的な較正点: 周波数100kHz、1、10、100MHz、1GHz
		スプリアス応答	追加項目	9kHz~4GHz	¥5,000	較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,000/1点 ※ご指定がない場合、100dB $\mu$ Vで較正します。 代表的な較正点: 周波数100kHz、1、10、100MHz、1GHz
		ランダム雑音	追加項目	9kHz~4GHz	¥5,000	較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,000/1点 ※ご指定がない場合、38もしくは48dB $\mu$ Vで較正します。 代表的な較正点: 周波数100kHz、1、10、100MHz、1GHz





## 電波法指定較正の範囲と料金

測定器の種類		較正項目	較正範囲	較正料金	較正点、追加料金および備考
電界強度 測定器	アンテナ	アンテナ係数 基本項目	9kHz~30MHz	¥50,000	アンテナ係数 較正点:一(点数および、較正点間隔自由指定可) 追加料金:¥2,000/周波数 追加料金:数値データのエクセルファイル作成 ¥2,500
			20MHz~3GHz	¥50,000	標準サイト法でアンテナ係数を較正します。 較正点(アンテナ間の距離、高さおよび、偏波)をご指定ください。 較正点:一(点数および、較正点間隔自由指定可) 追加料金:¥25,000/較正距離 追加料金:距離毎の較正条件が2つを超える場合 ¥10,000/較正距離 追加料金:周波数帯域が1GHzの上下にわたる場合 距離毎の追加料金×2
			1GHz~40GHz	¥80,000	※追加料金が最低 ¥30,000発生します 同一条件で複数のアンテナを較正する場合など、同時に作業が行える条件の場合、追加料金は一本のみ発生します。 ※非常に細かい較正点間隔のご指定などの場合は追加料金をいただくことや、実施できない場合がございます。
	アンテナから受信器 までの測定経路や、 ケーブル、減衰器など	減衰量 基本項目	9kHz~5.5GHz	¥20,000	較正点:一(点数および、較正点間隔自由指定可) 周波数帯域が上記の帯域の両方にわたる場合は、¥35,000となります。 追加料金:数値データのエクセルファイル作成 ¥2,500
			50MHz~50GHz	¥30,000	※非常に細かい較正点間隔のご指定などの場合は追加料金をいただくことや、実施できない場合がございます。
高周波電力計	高周波電力	基本項目	9kHz~50GHz	¥40,000	較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,000/1点 追加料金:検知部(センサ)の追加 ¥30,000/検知部(センサ) ※ご指定がない場合、0dBmで較正します。
	直線性	基本項目	-100dBm~50dBm		較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,000/1点 追加料金:20dBmを超える場合 ¥20,000
	基準信号 (その他信号出力)	基本項目	10MHz~50GHz		代表的な較正点: 基準信号周波数(50MHz等)で、-30、-20、-10、10、20dBm 較正点:1点(指定可) 代表的な較正点: 基準信号周波数(50MHz等)
電圧電流計	直流・交流電圧	基本項目	10mV~600V	¥15,000	較正点:直流、交流50Hz、交流60Hz 各4点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,000/各1点 追加料金:周波数の追加 ¥2,500/1点 代表的な較正点: 被較正測定器のレンジ毎に1点
	直流・交流電流	基本項目	10mA~30A	¥15,000	較正点:直流、交流50Hz、交流60Hz 各4点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,000/各1点 追加料金:周波数の追加 ¥2,500/1点 代表的な較正点: 被較正測定器のレンジ毎に1点
標準信号発生器	正弦波電力 (周波数応答)	基本項目	9kHz~50GHz	¥30,000	較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥2,000/1点
	振幅	基本項目	-30dBm~20dBm		較正点:5点(指定可) 追加料金:較正点の追加 ¥1,000/1点
	周波数	基本項目	0.1Hz~50GHz	正弦波電力(周波数応答)の項目と同一の較正点となります。	
	スプリアス	追加項目	9kHz~6GHz	¥10,000	較正点:周波数1点で2、3、4、5次高調波まで(指定可) 追加料金:周波数の追加 ¥10,000/1点 代表的な較正点: 周波数100MHzで2、3、4、5次高調波まで
周波数標準器	周波数	基本項目	1MHz~10MHz	¥15,000	較正点:1点 追加料金:較正点の追加 ¥1,500/1点 ※通常は1、2.5、5、10MHz等が較正点となります。



## 電波法指定較正の範囲と料金

出張較正を行う場合の経費			
(1)出張費	東京、栃木、茨城、千葉、埼玉、神奈川	¥35,000	出張較正は機材のスケジュール調整や準備等が必要となりますので、実施希望日の2週間前までに実施日の打ち合わせおよびスケジュールのご確認をお願いいたします。 電界強度測定器(アンテナ)は、アンテナ較正専用オープンサイトまたはアンテナ較正専用自由空間で実施するため、出張較正はできずお預かり較正のみとなります。
	福島、群馬、山梨	¥60,000	
	静岡、愛知、長野、岐阜、新潟、山形、宮城	¥80,000	
	大阪、京都、滋賀、奈良、三重、和歌山、富山、石川、福井、兵庫	¥100,000	
	青森、秋田、岩手、山口、島根、鳥取、広島、岡山	¥120,000	
	愛媛、香川、徳島、高知、福岡、佐賀、大分、長崎、熊本、宮崎、鹿児島	¥140,000	
	北海道、沖縄	¥160,000	
(2)滞在費	出張較正の作業スケジュールが2日以上となる場合に発生いたします。	¥40,000/泊	
(3)休日付加料金	休日の出張較正をご依頼の場合に発生いたします。	¥50,000/日	
(4)超過時間料金	17時以降の作業が必要となる場合に発生いたします。	¥30,000/時間	
(5)キャンセル料金	16日前まで	無料	出張較正実施日の変更について、原則として一週間以内の先送りは一回に限り無料となります。 キャンセル料金の計算について、日数には休日を含みます。 弊社技術者の移動中もしくは移動後にキャンセルまたは出張較正実施日の変更をいただいた場合、別途出張費が発生いたします。
	15日前から11日前まで	較正料金の10%	
	10日前から6日前まで	較正料金の20%	
	5日前から2日前まで	較正料金の30%	
	前日	較正料金の50%	
	当日	較正料金の100%	

### ボリューム値引き

多数の機器を一度にまとめてご依頼いただき、較正料金の合計が一定以上の金額（税別）となった場合に適用致します。

50万円以上～100万円未満	△ 5%
100万円以上～200万円未満	△ 10%
200万円以上～300万円未満	△ 12%
300万円以上	△ 15%

別表 2 「電波法指定較正申請書」

intertek		電波法指定較正 見積依頼書 兼 較正申込書		1/2 インターテックジャパン株式会社 FAX: 03-3451-7825 jpn.kosei@intertek.com	
Total Quality. Assured.					
ご依頼内容		下記※のいずれかでご依頼される場合、本書式 P.2 の記載は不要です			
		<input type="checkbox"/> 本書式 P.2 に記載	<input type="checkbox"/> ※お客様の較正仕様書等で指定		
		<input type="checkbox"/> ※前回成績書同様 No.JR	<input type="checkbox"/> ※前回見積書同様 No.ES		
申込者	貴社名			顧客番号 (弊社使用欄)	
	住所	〒			
	部署名				
	担当者名	様	E-mail		
	TEL		FAX		
以下は、申込者と同じである場合は記入不要です					
較正完了 通知書名	貴社名				
	住所	〒			
ご請求先	貴社名			顧客番号 (弊社使用欄)	
	住所	〒			
	部署名				
	担当者名	様	E-mail		
	TEL		FAX		
請求書発行後の請求先変更については、再発行手数料(請求金額 20 万円未満は一律 20%、20 万円以上 100 万円未満は 10%、100 万円以上は 5%、1000 万円超は 3%)を申し受けます。変更請求先が弊社日本支社として口座登録がない場合、いかなる場合もお受けできません。					
<input type="checkbox"/> 受託較正	弊社着荷日	年 月 日頃		荷物の数量 : 個 (元払にてご送付ください)	
	納品ご希望日	<input type="checkbox"/> 希望日なし: 目安: 約 7 営業日にて返送			
		<input type="checkbox"/> 希望日あり: 年 月 日 着			
		納品方法: <input type="checkbox"/> 着払 <input type="checkbox"/> 引取り <input type="checkbox"/> 発払 (4,000 円/個、160 サイズ以内)			
		弊社着荷日の翌日から完了日(返送日)が、7 営業日未満の場合、特急料金 (+10,000 円/1 品目)が発生します			
	送付先住所	社名	部署名		
	申込者と同じ場合、 記入不要	住所	〒		
		担当者名	TEL		
<input type="checkbox"/> 出張較正	ご希望日 :	年 月 日頃 ~ 日頃			
オプション	完了通知書・較正結果・トレーサビリティ体系図 発行形式 <input type="radio"/> 電子媒体PDF(無償) <input checked="" type="radio"/> 紙媒体(+2,000円 / 1通)				
	<input type="checkbox"/> 較正值 CSV 電子データ (+2,000 円 / 1 品目)				
	<input type="checkbox"/> 通箱(依頼品輸送用) : 年 月 日着希望 数量: 個 (+4,000 円 / 1 個)				
以下は、見積依頼時にご記入不要です。お申込時に全ての項目をご記入下さい					
見積書番号	ES	見積金額(税別)	¥		
貴社名					
部署名					
ご署名(自署)	申込日		年 月 日		
供試品の送付先				受領	確認
鹿島試験所 宛 〒314-0255 茨城県神栖市砂山 3 番地 2 TEL: 0479-40-1372 FAX: 0479-40-1922				弊社使用欄	弊社使用欄
インターテックジャパン株式会社 〒108-0022 東京都港区海岸 3-18-1				LFT-FJP-SL040 / Effective Date: 1 May 2023	





電波法指定較正  
見積依頼書 兼 較正申込書

2/2  
インターテックジャパン株式会社  
FAX: 03-3451-7825  
jpn.kosei@intertek.com

Total Quality. Assured.

本書式 P.1 の「ご依頼内容」指定で「※お客様の較正仕様書等で指定」「※前回と同じ依頼」を選択時は、記載不要です。

種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品

備考

種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品

備考

種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品

備考

種別	名称・型式	製造社名	製造番号	付属品

備考


※種別は下記からお選びください。複数の種別の機能を有する被較正測定器の場合、複数の種別を記載いただけます。

- 1.周波数計 2.スペクトル分析器 3.電界強度測定器(受信機、アンテナ、測定経路等が含まれます) 4.高周波電力計
- 5.電圧電流計 6.標準信号発生器 7.周波数標準器

【お願い】被較正測定器の取扱説明書および、付属品を同梱ください。



## 別表 3 「校正完了通知書」および「校正結果」

		通知書番号: JR22030xxx
		
<b>校正完了通知書</b> Completion Notice of Calibration		
申請者	Customer	: インターテックジャパン株式会社
所在地	Address	: 茨城県神栖市砂山3番地2
機器種別	Type of Instrument(s)	: スペクトル分析器
製造者	Manufacturer	: Agilent Technologies
型式	Model No.	: E7401A
製造番号	Serial No.	: US39440255
校正完了日	Calibration Date	: Mar. 30, 2022
発行日	Date of Issue	: Mar. 30, 2022
通知書番号	Notice No.	: JR22030xxx
温度	Temperature	: 24 Degree C
湿度	Humidity	: 60 % RH
校正方法	Calibration Procedure No.	: LEN-RJP-CA006
備考	Note	:

SAMPLE


本測定器等について、電波法第102条の18第1項の規定に基づく校正が完了したので通知します。

---

校正員 川畑 正一

この校正に使用した測定器は、測定器製造会社の校正サービス、または公的校正機関を通じてSI単位系(日本、または諸外国の標準)にトレーサビリティがとられています。  
本通知書を書面による承認なしに、一部分のみを無断で複製することを禁じます。

Equipment used for the calibration are traceable to SI units (national or international standards) via calibration services by manufacturer or recognized standards laboratories.  
This document shall not be reproduced, except in full.

 インターテックジャパン株式会社 校正部 鹿島試験所  
〒314-0255 茨城県神栖市砂山3番地2 Tel: 0479-40-1372  
Intertek Japan K.K. Calibration Department Kashima Laboratory  
3-2, Sunayama, Kamisu-shi, Ibaraki-ken, 314-0255 Japan

通知書番号 : JR22030xxx

**較 正 結 果**

Calibration Report

機 器 種 別	Type of Instrument(s)	: スペクトル分析器
製 造 者	Manufacturer	: Agilent Technologies
型 式	Model No.	: E7401A
製 造 番 号	Serial No.	: US39440255
較 正 完 了 日	Calibration Date	: Mar. 30, 2022
較 正 場 所	Calibration Place	: Calibration room
備 考	Note	:

No.	Category・Standard / Calibration method
1	正弦波電圧(周波数応答)
2	周波数
3	周波数スパン
4	基準レベル
5	入力減衰器
6	分解能帯域幅

Remarks:

**SAMPLE**

## Calibration Equipment Used

Instrument	Manufacturer	Model No.	Serial No	Expiry Date	Calibrated by
Power Meter	Agilent	E4418B	MY40330559	Jun. 2022	NICT
Power Sensor	Agilent	E9304A	MY41498332	Jun. 2022	NICT
Signal Generator	Rohde&Schwarz	SMA100A	101599	Jul. 2022	Intertek

通知書番号 : JR22030xxx

Calibration Uncertainty (Reported uncertainties represent expanded uncertainties expressed at approximately 95% confidence level using a coverage factor of  $k=2$ .)

No.	Category · Standard	Frequency	Uncertainty [ $k=2$ ]
1	正弦波電圧(周波数応答)	9 kHz to 1 GHz	0.4 [dB]
		1 GHz to 18 GHz	0.56 [dB]
		18 GHz to 50 GHz	1.1 [dB]
2	周波数	10 Hz to 40 GHz	$1.0 \times 10^{-5}$ [%]
3	周波数スパン	10 Hz to 40 GHz	$1.0 \times 10^{-5}$ [%]
4	基準レベル	0 dB $\mu$ V to 100 dB $\mu$ V	0.5 [dB]
5	入力減衰器	0 dB to 60 dB	0.35 [dB]
6	分解能帯域幅	200 Hz to 5 MHz	2.62 [dB]

SAMPLE

通知書番号 : JR22030xxx

1. 正弦波電圧 (周波数応答)

VBW:	Auto	RF Attenuator:	10dB
Input Level:	97dBμV	Log/Div.:	10dB

Frequency [MHz]	Ref. [dBμV]	Measured [dBμV]	Dev. [dB]	Res BW [kHz]	SPAN [MHz]
0.009	97.01	97.01	0.00		
0.100	97.00	97.01	0.01		
1.000	97.02	97.00	-0.01		
10.000	97.01	97.01	0.00		
30.000	97.00	96.98	-0.02		
50.000	97.00	97.02	0.02		
100.000	97.01	96.94	-0.07		
300.000	97.02	96.96	-0.06		
500.000	97.01	96.94	-0.07		
1500.000	97.00	96.96	-0.04		

SAMPLE



通知書番号 : JR22030xxx

2. 周波数

2.1 Frequency counter mode

Frequency [MHz]	Measured [MHz]	Remarks
0.009	<b>0.009000</b>	
0.100	<b>0.100000</b>	
1.000	<b>1.000000</b>	
10.000	<b>10.000000</b>	
30.000	<b>30.000000</b>	
50.000	<b>50.000001</b>	
100.000	<b>100.000001</b>	
300.000	<b>300.000004</b>	
500.000	<b>500.000006</b>	
1500.000	<b>1500.000020</b>	

SAMPLE

通知書番号 : JR22030xxx

3. 周波数スパン

Frequency:	100MHz
RF Attenuator:	10dB
Log/Div.:	10dB

Span [MHz]	Measured [MHz]	Remarks
100.00	<b>100.000002</b>	<b>SAMPLE</b>
10.00	<b>10.000001</b>	
1.00	<b>1.000000</b>	
0.10	<b>0.100000</b>	
0.01	<b>0.010000</b>	

通知書番号 : JR22030xxx

4. 基準レベル

Frequency:	100MHz	Span:	100kHz
RBW:	10kHz	RF Attenuator:	10dB
VBW:	Auto	Log/Div.:	10dB

Ref. Level [dBμV]	Measured [dBμV]	Remarks
100	<b>99.82</b>	<b>SAMPLE</b>
90	<b>89.82</b>	
80	<b>79.86</b>	
70	<b>69.90</b>	
60	<b>59.88</b>	

通知書番号 : JR22030xxx

5. 入力減衰器

Frequency:	100MHz	Span:	100kHz
RBW:	10kHz	Log/Div. :	10dB
VBW:	Auto		

Attenuator [dB]	Measured [dB]	Remarks
0	<b>0.08</b>	<b>SAMPLE</b>
10	<b>Ref</b>	
20	<b>20.01</b>	
30	<b>29.95</b>	
40	<b>39.97</b>	
50	<b>49.91</b>	

通知書番号 : JR22030xxx

6. 分解能帯域幅

RF Attenuator:	Auto
Log/Div.:	1dB

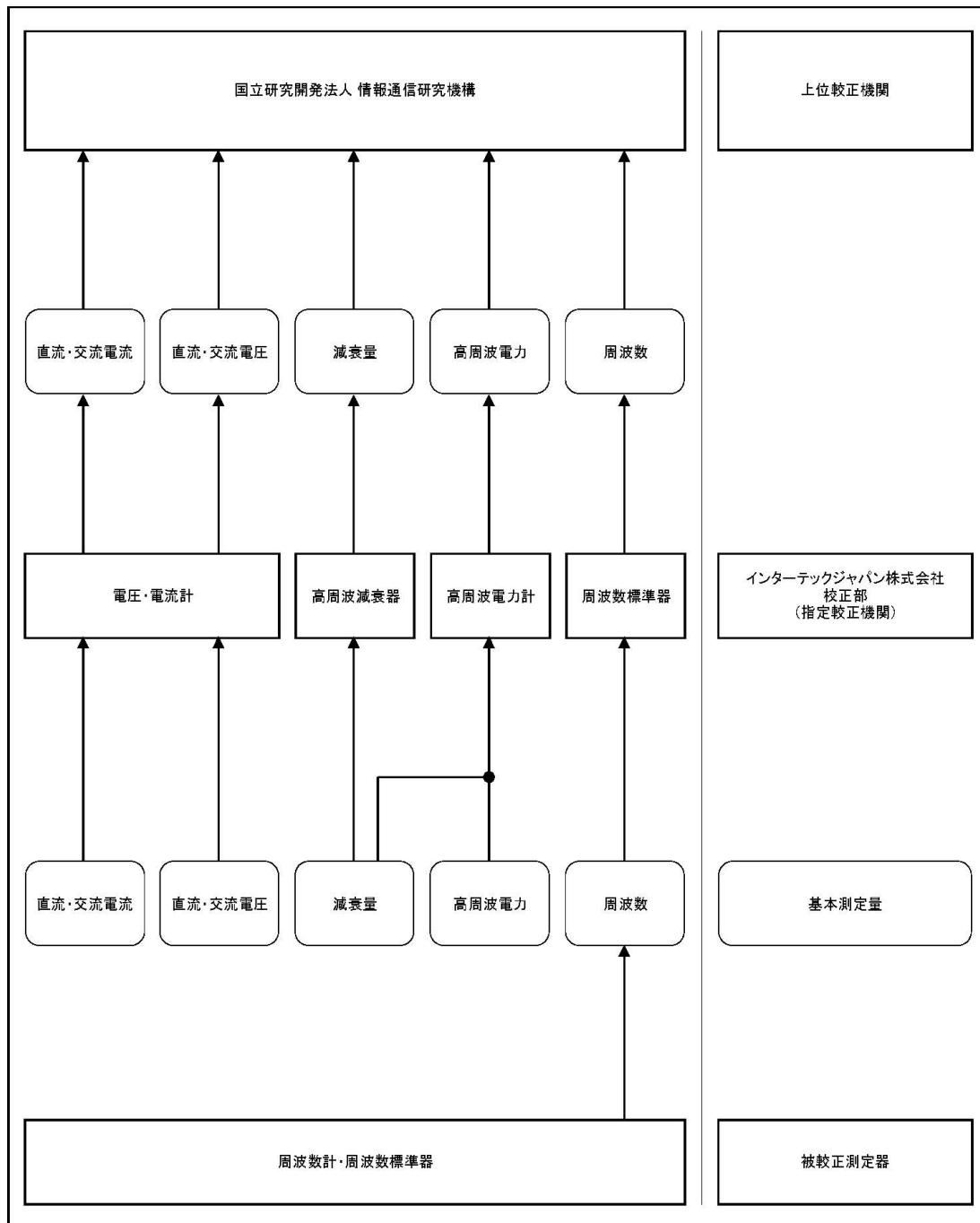
Frequency [MHz]	Resolution Bandwidth [Hz]	Resolution BW Setting [dB]	Measured [Hz]	Remarks
50.00	3000000	3	0	
50.00	1000000	3	0	
50.00	300000	3	0	
50.00	100000	3	0	
50.00	30000	3	0	
50.00	10000	3	0	
50.00	3000	3	0	
50.00	1000	3	0	
0.10	300	6	0	
10.00	200	6	0	
500.00	9000	6	0	
1500.00	120000	6	0	

SAMPLE

別表4 「トレーサビリティ体系図」



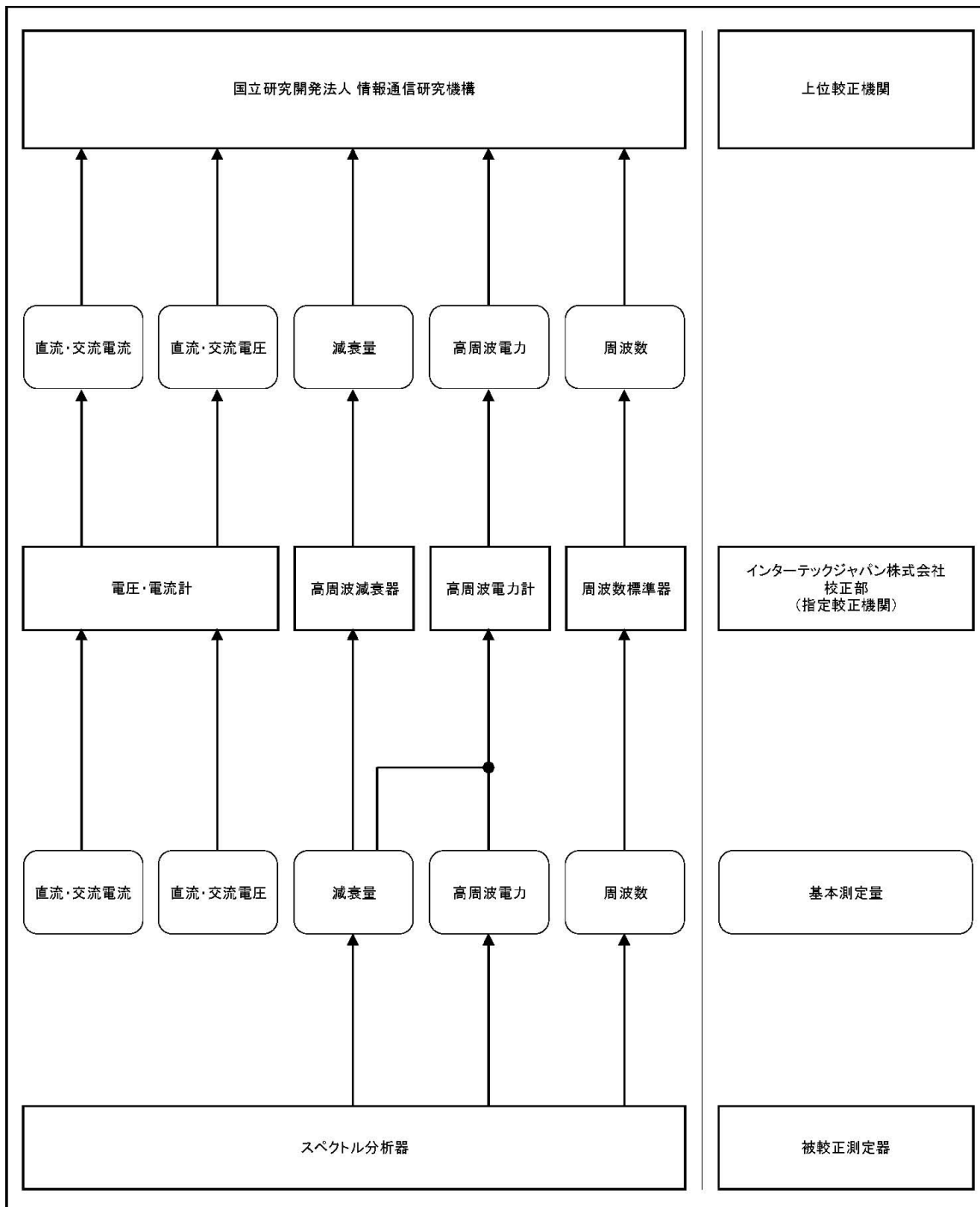
Traceability Diagram of Calibration



この頁は、校正完了通知書および校正結果の一部ではありません。



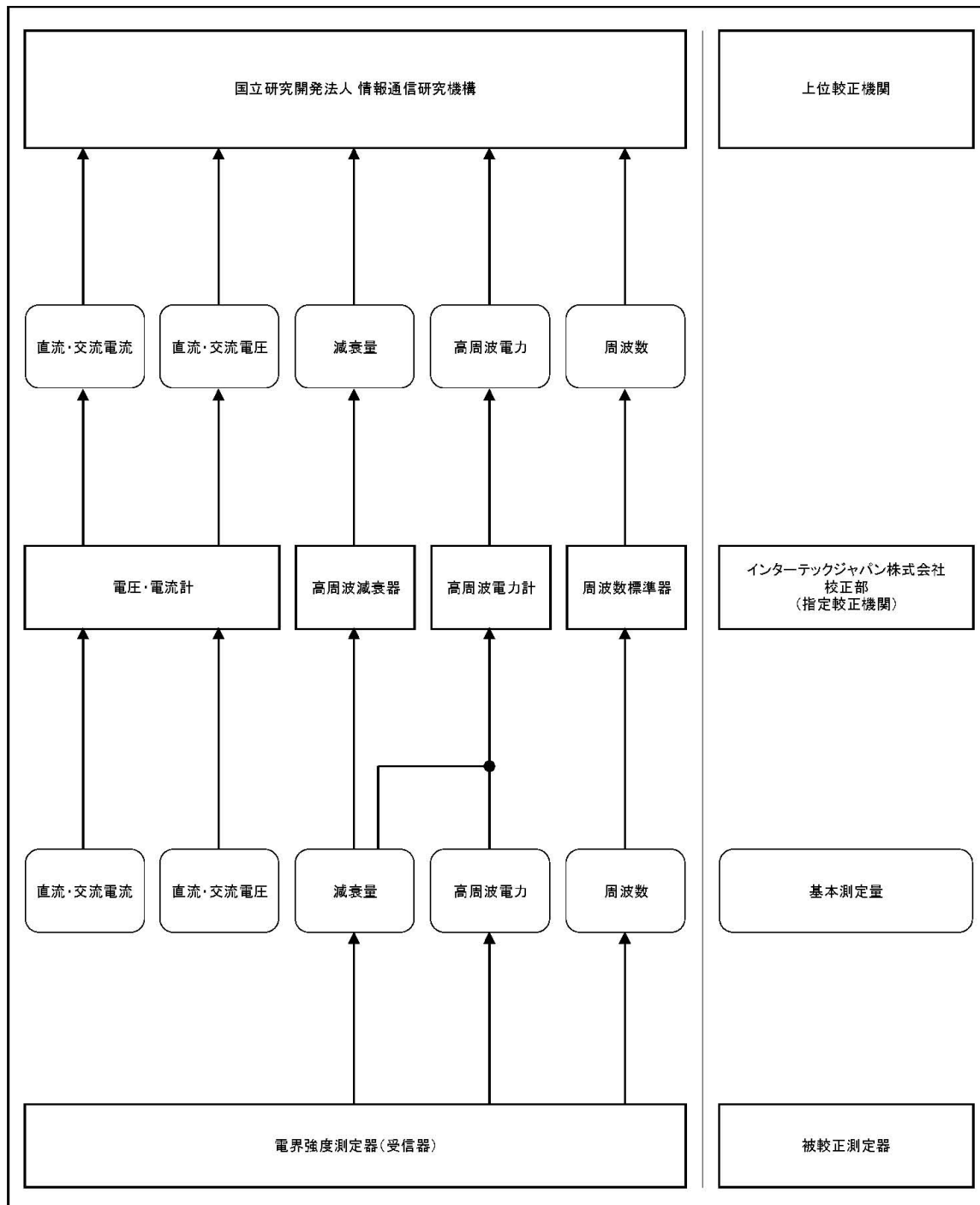
Traceability Diagram of Calibration



この頁は、校正完了通知書および校正結果の一部ではありません。



Traceability Diagram of Calibration

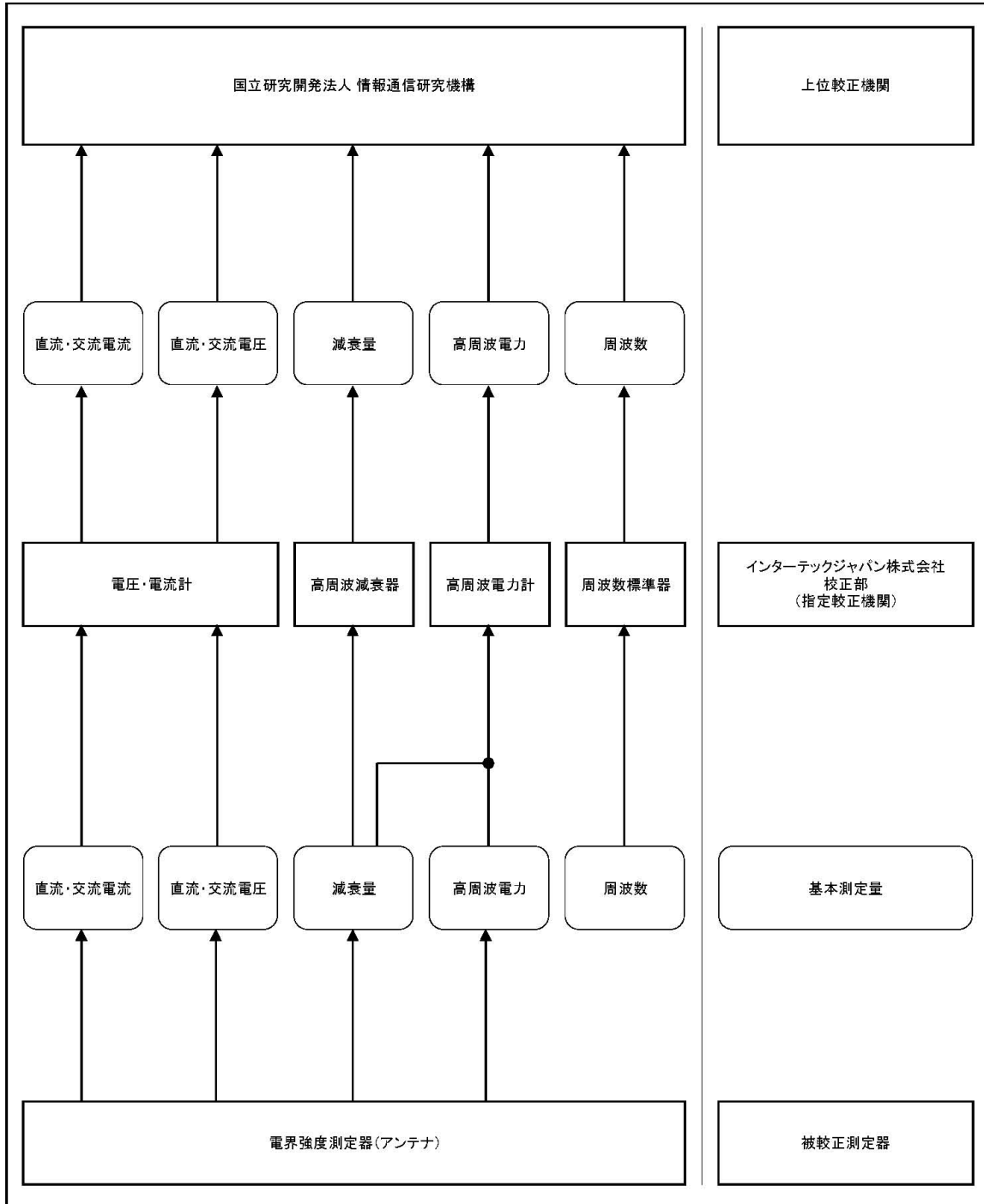


この頁は、校正完了通知書および校正結果の一部ではありません。





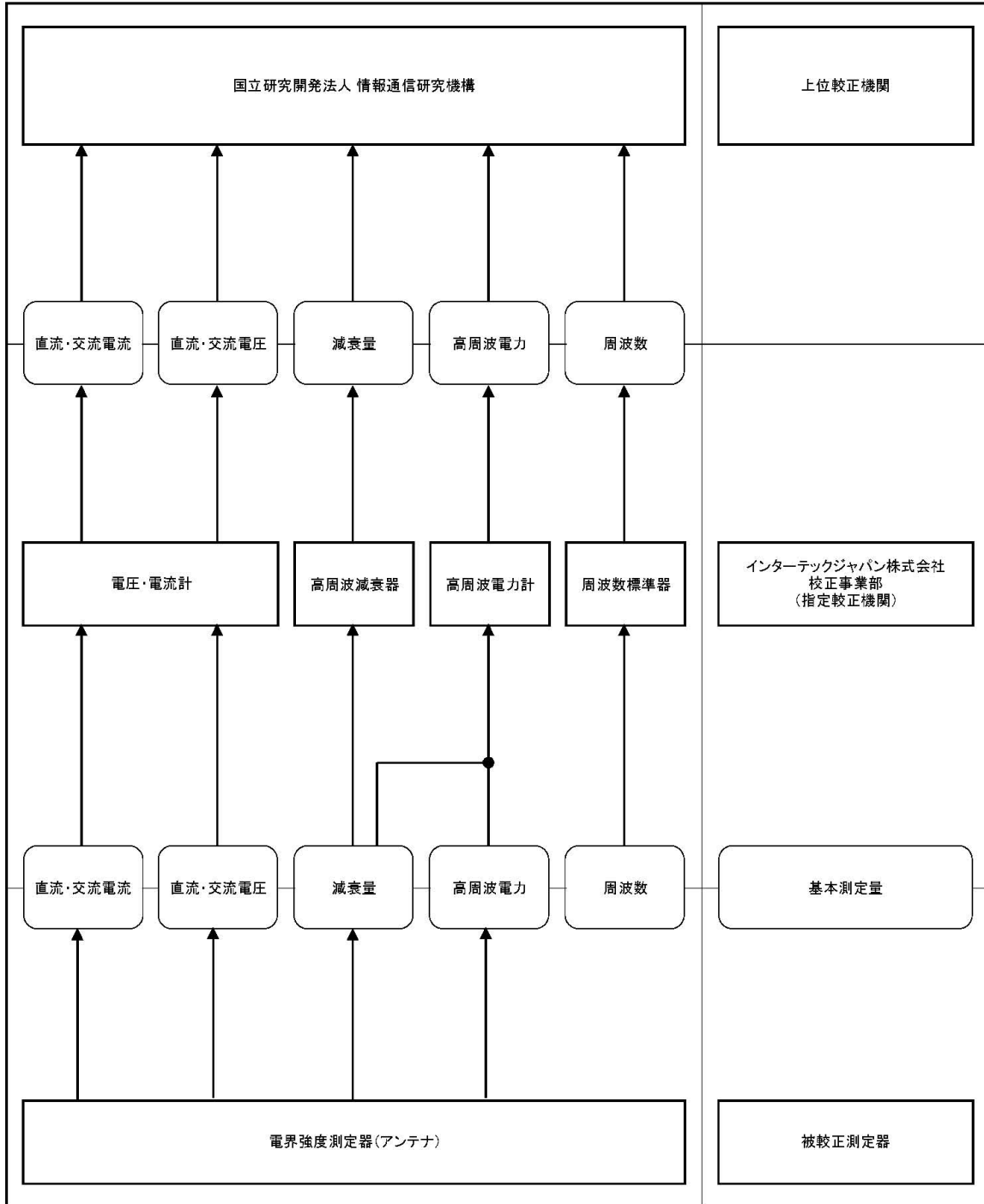
Traceability Diagram of Calibration



この頁は、校正完了通知書および校正結果の一部ではありません。



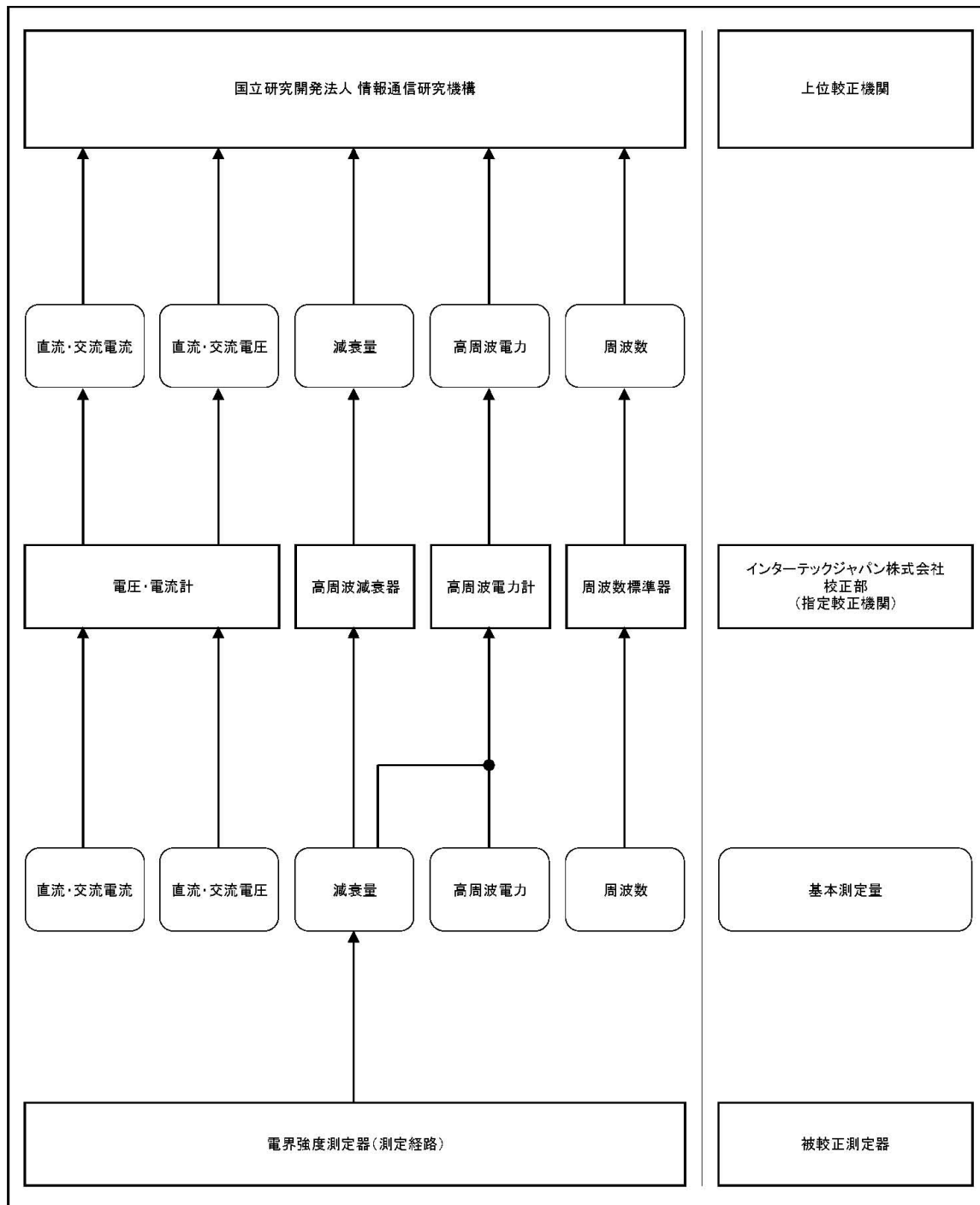
Traceability Diagram of Calibration



この頁は、校正完了通知書および校正結果の一部ではありません。



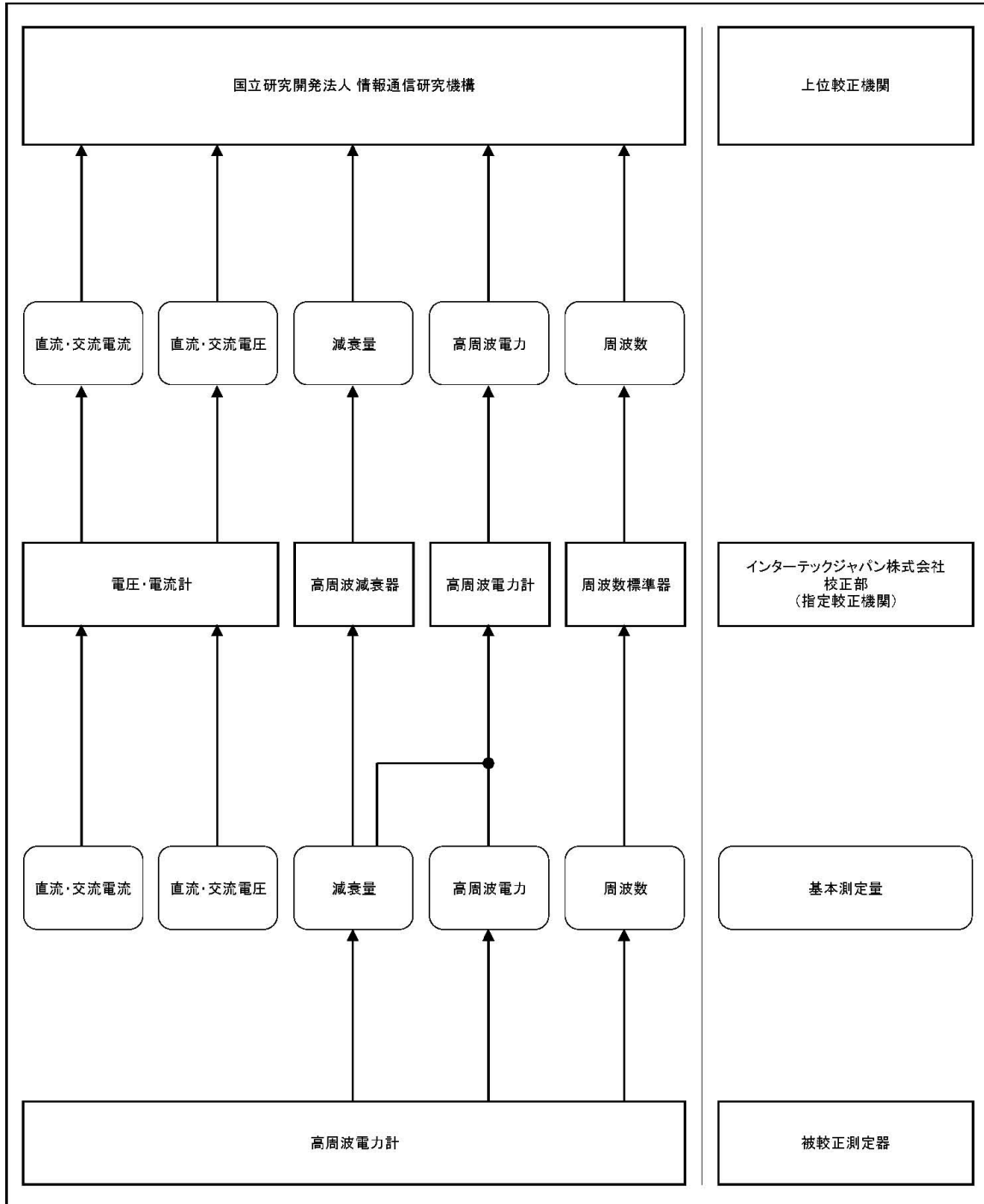
Traceability Diagram of Calibration



この頁は、校正完了通知書および校正結果の一部ではありません。



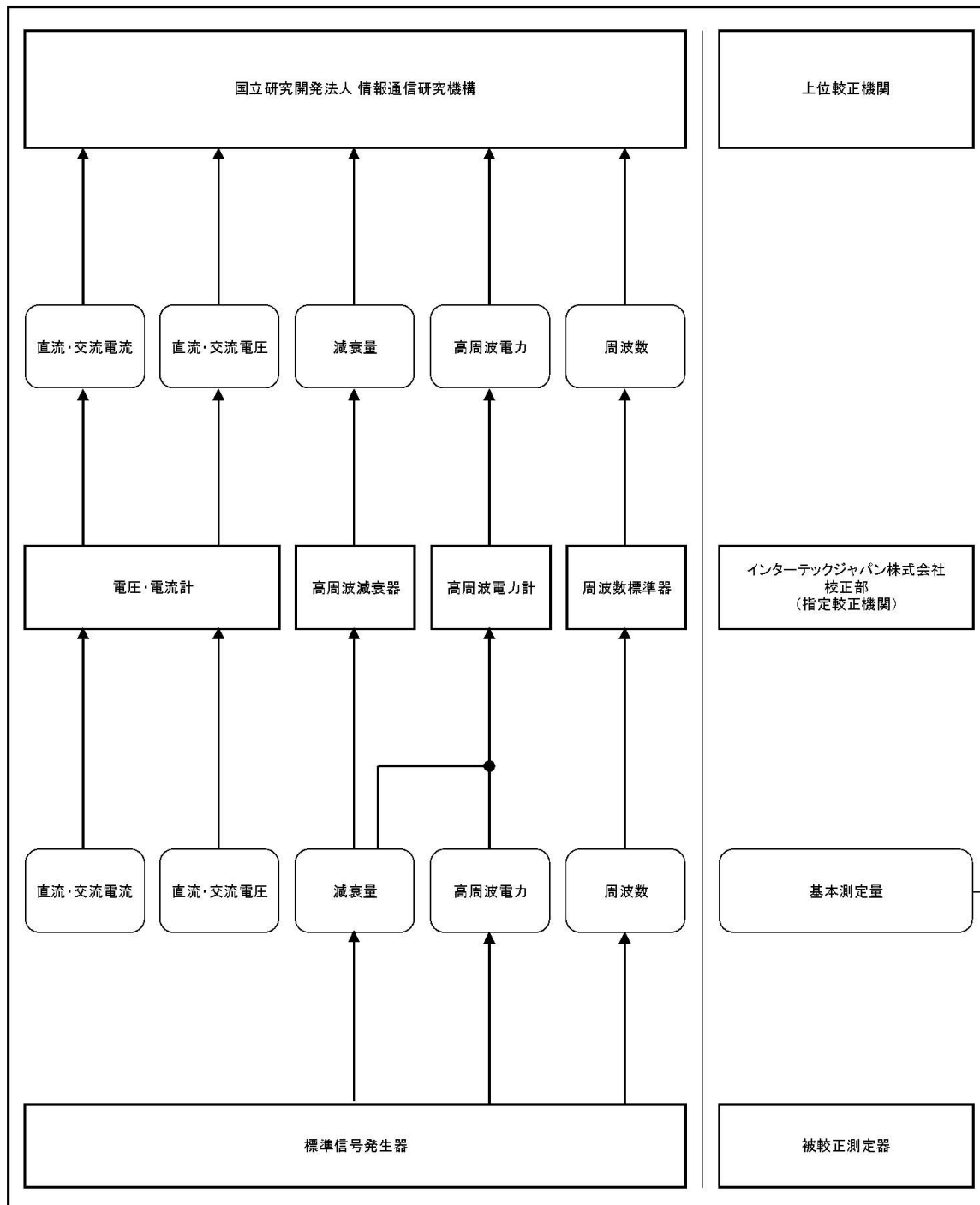
Traceability Diagram of Calibration



この頁は、校正完了通知書および校正結果の一部ではありません。



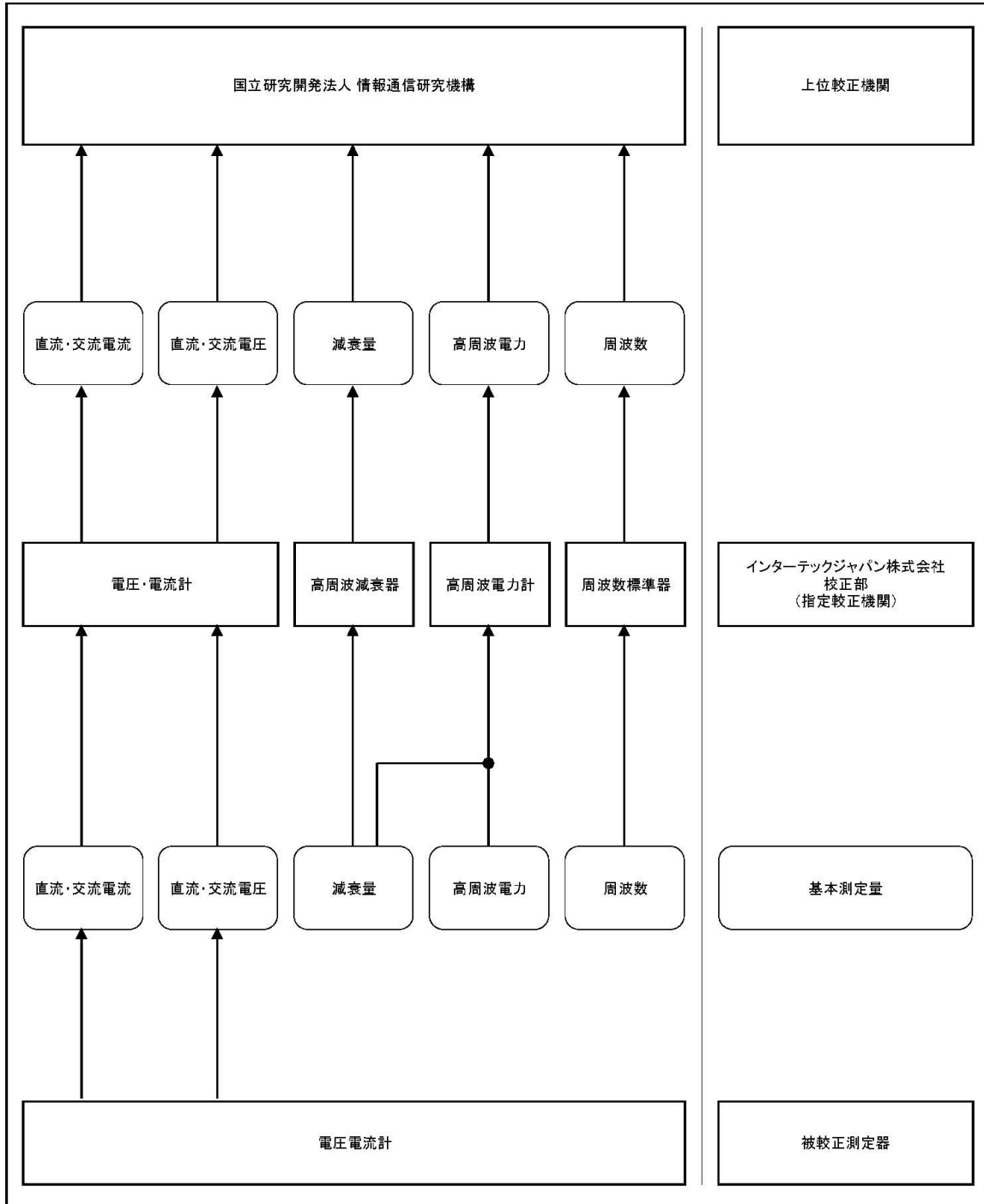
Traceability Diagram of Calibration



この頁は、校正完了通知書および校正結果の一部ではありません。



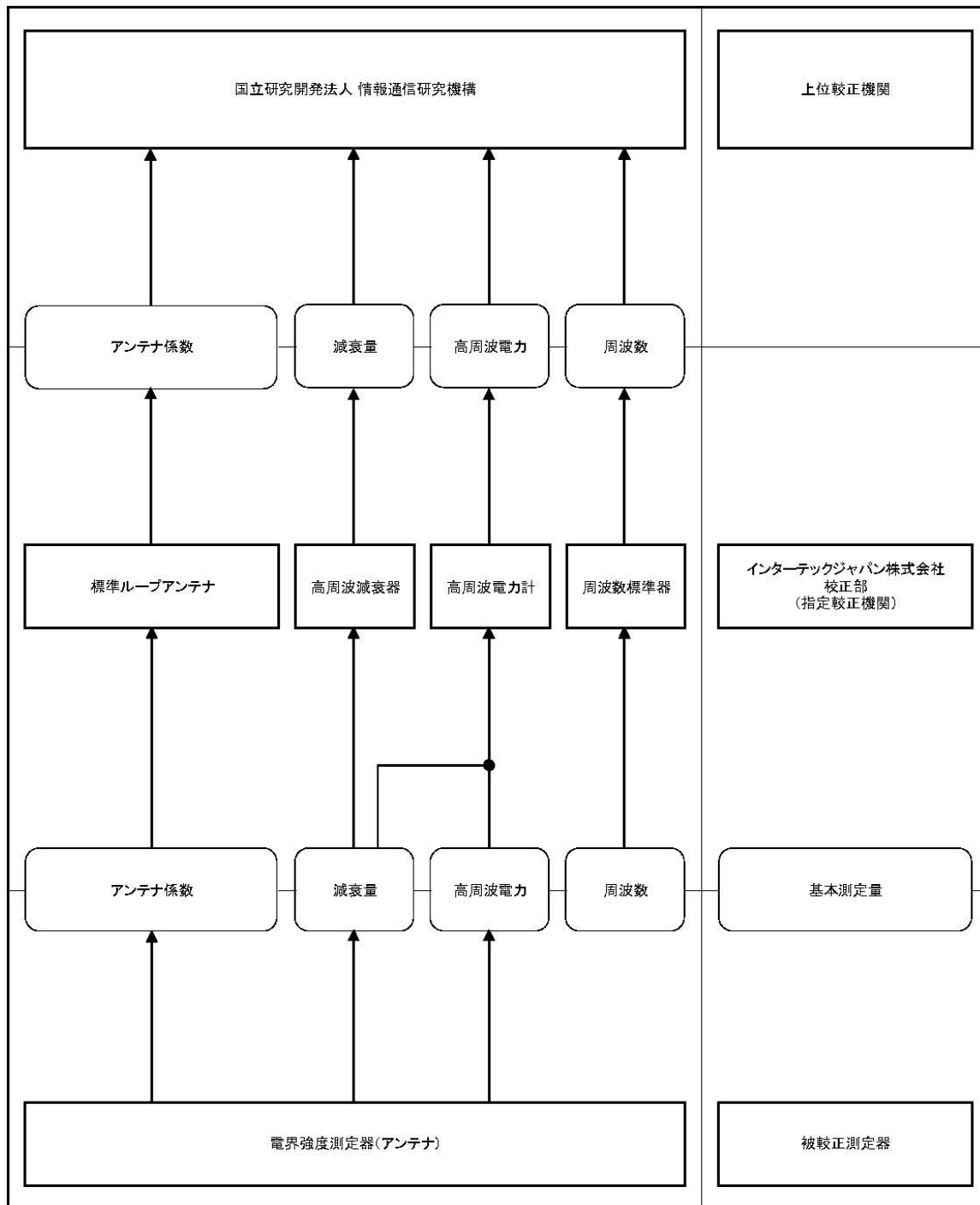
Traceability Diagram of Calibration



この頁は、校正完了通知書および校正結果の一部ではありません。



Traceability Diagram of Calibration



この頁は、較正完了通知書および較正結果の一部ではありません。

## 別表5 「一般取引条件」



Total Quality. Assured.

## 一般取引条件

本契約条件は、提案書、見積書、提示金額も含めて、貴社（以下クライアントという）と、本契約条件で意図されたサービスを提供するインターテック社（以下インターテックという）との間の契約を構成します。

## 1. 解釈

1.1 本契約において、以下の語句は、文脈上別段の要求がない限り、以下の意味を持つものとします。

- (a) **アフィリエイト**とは、直接または間接的に他の事業体を支配しているか、他の事業体に支配されているか、または他の事業体と共通の支配下にある事業体を意味するものとします。
- (b) **本契約**とは、インターテックと本顧客の間で締結されるこの契約を意味します。
- (c) **アプリ**とは、インターテックが所有するアプリケーションを意味し、本顧客はモバイルデバイスにダウンロードして、リモート検査を行う際に検査官を支援するために使用することができます。
- (d) **料金**とは、第5.3条に定める意味を有するものとします。
- (e) **機密情報**のような形式または方法で提示されたかを問わず、以下のようなすべての情報を意味します。(a) 本契約に基づいて、または本契約に基づいてサービスを提供する過程で開示される、および(b) (i)書面、電子的、視覚的、口頭またはその他の方法で開示され、かつ、マーク、スタンプが押されていること。またはそのような開示の時点で開示者が機密であることを何らかの手段で特定した場合、および/または (ii)どのように開示されたかにかかわらず、受信側の当事者が機密にしている合理的と考えられる情報。
- (f) **知的財産権**とは、著作権、商標権、特許権、特許出願（特許を申請する権利を含む）、サービスマーク、意匠権、企業秘密およびその他の権利（登録されているかどうかを問わず）を意味します。
- (g) **レポート**とは、本顧客にサービスを提供する過程でサプライヤーが作成したメモ、実験データ、計算、測定、見積もり、メモ、証明書、その他の資料、および実施した作業やサービスの結果を説明するステータスマーヤその他のコミュニケーションを意味するものとします。
- (h) **サービス**とは、本契約第2項に記載されているテスト、保証、検査サービス、または関連するインターテックの提案書、関連する本顧客の発注書に記載されているサービスを意味し、インターテックによるレポートの提供を含む場合があります。
- (i) **提案書**とは、インターテック社が本顧客に提供するサービスの説明と料金の見積もりを意味します。
- (j) **リモート検査**とは、検査官が顧客または顧客のサプライヤーに特定の場所へ移動するように指示し、アプリやソフトウェアの技術によるビデオリンクを使って遠隔で行う検査のことを言います。
- (k) **検査員**とは、サービスを実施するインターテックの検査員のことです。
- 1.2 本契約に含まれる表題は、本契約の解釈に影響を及ぼしません。

## 2. サービス

- 2.1 インターテックは、自社で作成し顧客に提出するなどの提案書にも明示的に組み込まれている本契約の条件に従って、顧客にサービスを提供するものとします。
- 2.2 契約の条項と提案書の間で矛盾がある場合は、提案書の条項が優先するものとします。
- 2.3 顧客は、本サービスの提供にあたりインターテックが第三者に本報告書を提出する義務が生じる場合、インターテックは本報告書を当該第三者に提出する権利を撤回不可能な形で付与されているとみなされることを了承し、かつ同意します。本条項において、義務とは顧客の指示により生じるか、あるいはインターテックの合理的な意見により状況、取引、慣習、用途、慣行から黙示される場合に生じるものとします。
- 2.4 顧客がサプライヤーに代わってサービスを提供するようインターテックに指示した場合、サプライヤーはインターテックが提供するサービスやレポートが、提案書に関連して本顧客と合意した業務範囲内で、本顧客の具体的な指示に従って行われることを認め、同意します。また、そのような指示がない場合には、関連する業界の慣習、使用法、慣行に従って、インターテックはレポートのコピーを本顧客に提供します。レポートの内容は、本顧客からの指示の範囲内で、サービスの実行時に存在する事実や文書をインターテックがレビューしたものであり、本顧客や規制機関の利益のために作成されたものであり、そのようなレポートに基づいて適切に行動する責任があります。
- 2.5 さらに顧客とそのサプライヤーは、本サービスが、試験、検査、または認証されたいかなる製品、材料、サービス、システム、またはプロセスの品質、安全性、性能または条件のすべての事項に対応するように設計または意図されておらず、また、業務範囲は、試験、検査または認証を受けた製品、材料、サービス、システムまたはプロセスに適用される可能性のあるすべての規格を必ずしも反映するものではありません。
- 2.6 本顧客がインターテックに遠隔(リモート)検査を依頼する場合、本顧客および/またはサプライヤーは以下のことと同意し、保証するものとします。(i)遠隔検査を実施するために完全、正確、最新の情報と文書をインターテックに提供すること、(ii)該当する場合はアプリを本顧客またはそのサプライヤーのスマートフォンにダウンロードし、遠隔検査の目的のためにのみアプリを使用すること、(iii)検査官がアプリを使用している間、検査官がスマートフォンのカメラを指示し、検査官が遠隔検査を実施できるようにすること、(iv)本顧客および/またはサプライヤーは、遠隔検査を実施するために十分なインターネット接続を確保する責任を負うものとします。遠隔検査中にインターネット接続に障害が発生した場合、本顧客及び/又はサプライヤーは、再接続を試みるものとし、再接続が不可能な場合は、物理的な検査を予定します。
- 2.7 本顧客は、当該本レポートに基づき自らが適切と考えたとおり行為する責任を負います。当該本レポートに基づき何らかの措置が取られなかったりしたことについては、インターテックも、その役員、従業員、代理人または下請業者も、本顧客またはいずれかの第三者に対して責任を負わないものとします。







Total Quality. Assured.

2.8 本契約に従ってサービスを提供することに同意するにあたり、インターテックは、他の人に対する本顧客の義務または義務、または本顧客に対する任意の人の義務または義務を、放棄、廃止、または免責することを約束しません。

### 3. インターテックによる保証

3.1 インターテックは、次に掲げることを本顧客に対してのみ保証します。

- (a) 自らが本契約を締結する権限および権能を有していること、また、本契約の日付の時点で効力を有するサービスの提供に関する関連する法令および規則を自らが遵守すること。
  - (b) サービスの提供を、類似の状況下で同様のサービスを提供する他の会社が通常行う注意および技能の水準に則して行うこと。
  - (c) 本顧客の施設にいる間は、第4.3項(f)に従って本顧客からインターテックに知らされた安全衛生に関する規則および規定ならびにその他セキュリティに関する合理的な要求事項を自らの人員に遵守させるために合理的な措置を取ること。
  - (d) サービスに関連して作成されたレポートが第三者の法的権利（知的財産権を含む）を侵害しないこと。この保証は、本顧客（またはその代理業者もしくは代理人）がインターテックに提供した情報、サンプル、またはその他の関連文書へのインターテックの依存により侵害が直接または間接的に引き起こされた場合には適用されません。
- 3.2 第3.1項(b)に定める保証に違反した場合、インターテックは、自らの費用で、インターテックのサービス履行上の何らかの欠陥を是正するために合理的に要求される当初履行した種類のサービスを履行するものとします。
- 3.3 インターテックは、明示的か黙示的かを問わずその他にはいかなる保証もしません。法律により黙示的に認められるその他の保証事項、条件およびその他の条項（商品性および目的適合性に関するあらゆる黙示的な保証が含まれるがこれらに限らない）はすべて、法の許容する最大限において本契約から排除されます。インターテック（その代理業者、下請業者、従業員またはその他の代理人を含む）が提供するサービスの履行、提出物、口頭またはその他の情報または助言によって、何かが保証されたり、提供される保証の範囲が拡大したりするものではありません。

### 4. 本顧客の保証および義務

4.1 本顧客は、次に掲げることを表明し、保証します。

- (a) 本契約を締結し、自身のために本サービスの提供を受ける権限を有していること。
  - (b) 他人または事業体のための代理業者またはブローカーとしてではなく、かつその他の代理人としての立場ではなく、自身のために本契約に基づく本サービスの提供を確保していること。
  - (c) 本顧客（またはその代理業者もしくは代理人）がインターテック（その代理業者、下請業者および従業員を含む）に提供する情報、記録、関連文書（本顧客やサプライヤーの帳簿、倫理規定、社内規定、記録（雇用記録を含む）、情報システムを含むが、これらに限定されない）が、真実であり、正確で、代表的で、完全であり、誤解を招くようなものではなく、インターテックによって要求されたときに利用可能であること。さらに顧客は、インターテックが本サービスを提供するにあたり、（その正確性または完全性を確認、検証する義務を伴わずに）クライアントから提供される情報、サンプルまたはその他の関連文書および資料に依存することを認めること。
  - (d) サービスに関連した問題について、当事者間で合意された期間内に、本顧客の担当者やサプライヤーの担当者とのインタビュー、ミーティング、ディスカッションを行うようインターテックが要求した場合には、これに応じるものとする。
  - (e) 本顧客がインターテックに提供した情報、サンプル、その他の関連文書（証明書やレポートを含むがこれらに限定されない）は、いかなる状況においても第三者の法的権利（知的財産権を含む）を侵害しないことを確認する。
- 4.2 提供されるサービスに関係する第三者がいる場合は、本顧客は、当該第三者が本レポートを受領しまたはサービスの利益を享受する前提条件として、かつ、当該受領または享受をするよりも前に、当該第三者にも本契約の規定および本提案について確認および同意させるものとします。
- 4.3 本顧客とそのサプライヤーはさらに次に掲げることに同意します。
- (a) サービスに関するすべての事項においてインターテックと協力するとともに、サービスに関するマネージャーを指名すること。当該マネージャーは、本顧客の代理としてインターテックに指示を与え、契約上要求されるとおり本顧客を拘束する正式な権限を与えられるものとする。
  - (b) インターテックが当事者間で合意した通りに適時にサービスを実行できるように、適切な時間内に指示とフィードバックを提供すること。
  - (c) インターテック（その代理業者、下請業者、従業員を含む）に対して、サービスの提供に合理的に必要なとされる施設へのアクセス、およびサービスが提供されるその他の関連施設へのアクセスを提供すること。
  - (d) インターテックがサービスを提供する場所に立ち会う前に、サービスが提供される場所で適用されるすべての健康と安全に関する規則や規制、その他の合理的なセキュリティ要件をインターテックに通知すること。
  - (e) 本顧客から納品された商品、またはその敷地内で使用されているプロセスやシステム、またはサービスの提供に必要なものに関して、リスク、安全性の問題や事故が発生した場合には、速やかにインターテックに通知すること。
  - (f) 国際武器取引規制(ITAR)や輸出管理規制(EAR)のような米国をベースとした輸出規制、サービスや提供される機密情報に適用される可能性のある輸出入規制については、事前にインターテックに通知すること。
  - (g) 証明書が発行された場合、証明書の正確性に重大な影響を及ぼす可能性がある証明書の期間中に変更があった場合は、直ちにインターテックに通知すること。
  - (h) サービスに関連する関連法規を遵守するために必要なすべてのライセンスおよび同意を取得し、維持すること。
  - (i) また、本契約に基づきインターテックが発行したレポートを誤解を招くような方法で使用しないこと、そしてそのようなレポートを完全な形でのみ配布すること。
  - (j) いかなる場合においても、いかなるレポートの内容、またはレポートの抜粋、引用、または一部をインターテックの書面による事前の同意なしに配布または公開することはできません（そのような同意は不当に留保されることはありません）。
  - (k) 5日を超えてサービスを停止してはならず、停止した日ごとに検査員の日当および停止期間中のその他の費用をインターテックに支払うものとします。





Total Quality. Assured.

- (l) インターテックの書面による事前の同意なしに、本顧客および/またはそのサプライヤーによる広告やプロモーション資料、声明に商標やブランドを含むがこれに限定されない知的財産を使用してはなりません。
- 4.4 インターテックによる違反が、本顧客が本第4条に定める義務を遵守しないことによる直接的な結果である場合にはその限りにおいて、インターテックは、本契約に違反するものではなく、本契約の違反について本顧客に対して責任を負うものでもありません。また、本顧客は本契約に定めた義務を履行しないことによりインターテックによるサービスの提供が影響を受ける場合は、下記第5条に基づく本料金の支払いに関する本契約上の本顧客の義務に影響を与えないことを了承するものとします。

## 5. 料金、請求および支払い

- 5.1 両当事者は、本契約で規定または参照される条件に従ってサービスが提供され、注文書であれ他の文書であれ本顧客がインターテックに提供したまたは将来提供する可能性のある契約条件よりも本契約が優先されることに同意します。
- 5.2 本顧客は、提案書に記載された、或いは書面で合意した料金をインターテックに支払うものとします。(本料金)
- 5.3 提案書に記載されていないサービスや、顧客のご希望によりサービスを追加した場合は、料金が発生します。
- 5.4 料金は、VATおよびその他の適用される税金を除いたものです。源泉徴収がある場合、インターテックは、適用される源泉徴収税を含む見積価格を本顧客に提供するものとします。本顧客は、インターテックが毎月有効な請求書を発行してから30日以内に、法律で定められたレートと方法で料金に適用される税金を支払うものとします。
- 5.5 本顧客は、インターテックがサービスを提供するにあたって負担した費用をインターテックに返済することに同意し、また、検査サンプルに関連して発生した貨物や通関手数料については、すべての責任を負うものとします。
- 5.6 料金は、本契約に基づくサービスのために本顧客が支払うべき合計料金を表しています。インターテックによって行われた追加作業は、時間と材料に応じて請求されます。
- 5.7 本顧客は、請求書の日付から30日以内に請求金額の全額をいかなる控除、値引き、または相殺なしに支払わなければなりません。また、銀行手数料を差し引くことはできません。支払いは、請求書に記載された通貨で、インターテックが指定した銀行口座に送金されなければなりません。
- 5.8 インターテックは、サービスの進捗に応じて、毎月本顧客に電子請求書を発行します。電子請求書は電子メールで送信されることがあり、そのような電子メールを受信した時点で本顧客に配信されたものとみなされます。インターテックは、郵送による紙のコピーの送付を希望される本顧客のご要望にお応えする義務はありません。郵送された請求書には25ポンドの管理手数料が含まれており、紙の請求書は上記の5.8に記載の支払い条件に基づき、本顧客が支払わなければなりません。
- 5.9 本顧客の財務状況や支払い実績がそのような行動を正当化するとインターテックが判断した場合、インターテックは、本顧客に対し、すぐにインターテックが定める形式で担保または追加の担保を提供、および/または前払いを要求する権利を有します。本顧客が希望する担保を提供しなかった場合、インターテックは他の権利を損なうことなく、サービスの全部または一部の実行を直ちに停止する権利を有し、すでに実行されたサービスの一部の料金は直ちに支払い義務が発生するものとします。
- 5.10 本顧客が上記5.7に記載されている期間内に支払いを行わなかった場合、合理的な期間内に支払いを行うことをインターテックから少なくとも一度は督促されていたにもかかわらず支払いがなされない場合、その支払い義務と本契約の不履行となります。その場合、本顧客は、支払期日が到来した日から支払日までの間、クレジット残高の利息を支払う義務があります。利息に適用されるレートは、イングランド銀行の基準レートに5%を加えたものと判断されます。さらに、本顧客の債務不履行後に発生したすべての回収費用は、裁判上および裁判外の両方で、本顧客の負担となります。裁判外費用は、元金の少なくとも10%に利息を加えた金額に設定されていますが、実際の裁判外費用がこの金額を超えるものだとしても、インターテックの費用を回収する権利は損なわれません。裁判費用は、イングランド銀行の基準レートを超過する場合でも、インターテックが負担したすべての費用で構成されます。
- 5.11 本顧客が請求書の内容に異議がある場合、電子請求書を受領してから7日以内にインターテックに異議の詳細を提出しなければなりません。このような異議申し立てがあっても、上記5.7に記載されている期間内に支払う義務が免除されるわけではありません。
- 5.12 請求書に含まれる、または添付される特定の情報に関する本顧客からの要求は、提案書作成時に行われなければなりません。本顧客が、合意した請求書のフォーマットや補足情報の変更を後から要求しても、上記5.7に記載されている期間内に支払う義務を免除されることはありません。インターテックは、請求書の追加コピーの発行や請求書の詳細、フォーマット、構造を提案書で合意したのから変更する場合、請求書1通につき25ポンドの管理費を請求する権利を有します。インターテックはそのような請求書の修正要求を拒否する権利を保持しており、本顧客の要求をインターテックが拒否したとしても、上記5.7に記載されている期間内に支払う義務を免除されることはありません。
- 5.13 本顧客の行動によってサービスの完了が遅れた場合、インターテックは、これまでに提供されたすべてのサービスの費用を本顧客に請求する権利を有します。このような場合、本顧客は請求書の日付から30日以内にこの請求書の支払いをすることに同意するものとします。

## 6. 知的財産権とデータの保護

- 6.1 本契約の締結前に当事者に帰属していた知的財産権は、すべて当該当事者に帰属するものとします。
- 6.2 本顧客(またはその関係会社)が「インターテック」という名称またはインターテックの商標やブランド名をマーケティング、メディア、出版目的で使用する場合は、事前にインターテックの書面による承諾を得る必要があります。許可なく使用された場合、インターテックはその結果として本契約を直ちに終了させる権利を有します。
- 6.3 認証サービスを提供する場合、本顧客は、認証マークを使用する際は国内法令および国際的な法令に従わなければならない場合があることについて同意し、確認します。
- 6.4 インターテックが本契約に基づいて作成するあらゆる報告書、文書、グラフ、チャート、写真またはその他のあらゆる資料(どのような媒体のものかを問わない)に係る知的財産権はすべて、インターテックに帰属するものとします。本顧客は本契約の目的のために、当該報告書、文書、グラフ、チャート、写真またはその他の資料を使用する権利を有するものとします。







Total Quality. Assured.

- 6.5 本顧客は、報告書（インターテックが本顧客に提供するあらゆる成果物を含む）の作成、および本顧客へのサービス提供中に発生し得る概念、アイデアおよび発明に関する一切の所有権をインターテックが保持することについて同意し、認識するものとします。
- 6.6 両当事者は、一般データ保護規則2016/679（「GDPR」）の規定を含むがこれに限定されない、データ保護に関するすべての法的規定を遵守し、GDPRのすべての適用要件に従うものとします。本顧客は、サービスを開始する前に、直属のおよび/または契約した人員の同意を得ていることを保証するものとします。本顧客は、インターテック、その役員、従業員、代理人、代表者、請負業者、および下請け業者に対し、データ保護法の違反やこの6.6項に記載されている義務違反に起因する、直接的または間接的に発生するあらゆる請求、訴訟、責任（訴訟費用や弁護士費用を含む）を補償し、免責するものとします。

## 7. 機密保持

- 7.1 当事者（「受領当事者」）が本契約（本契約の日付の前か後かを問わない）に関連して他方当事者（「開示当事者」）の機密情報を入手する場合、第7.2項から第7.4項を条件として、以下の義務を負うものとします。
- (a) 自社の機密情報に払うのと同等の注意基準を適用して当該機密情報を守秘する。
- (b) 本契約に基づく義務を履行する目的に限り当該機密情報を使用する。
- (c) 開示当事者の事前の書面同意を得ずに、いかなる第三者にも当該機密情報を開示しない。
- 7.2 受領当事者は、「知る必要」がある場合に次の者に開示当事者の機密情報を開示することができます。
- (a) 自社で契約している法律顧問および監査役。
- (b) 自社の事業に対し規制または監督権限を持つ規制機関。
- (c) 受領当事者の取締役、役員または従業員。ただし、個々の場合において、受領当事者が第7.1項に基づく義務について当該者にあらかじめ知らせたうえで、当該人が機密情報に関する秘密保持義務（少なくとも本第7条に定めるものと同じ制限のものとする）に拘束されるようにしたことを条件とする。
- (d) 受領当事者がインターテックである場合、そのいずれかの子会社、関係会社または下請会社。
- 7.3 第7.1条および第7.2条の条項は、以下に該当する機密情報には適用されないものとします。
- (a) 開示当事者から受領する以前に受領当事者が使用または開示の制限を受けずに既に所有していたもの。
- (b) 第7条に違反せずに公知であるか公知となるもの。
- (c) 受領当事者が、合法的に取得した第三者から受け取ったもので、その開示を制限する義務がないもの。
- (d) 関連のある機密情報にアクセスせずに受領当事者が独自に開発したものを。
- 7.4 受領当事者は、法律、規制当局または受領当事者が上場している証券取引所の規則により要求される範囲で、開示当事者の秘密情報を開示することができます。ただし、受領当事者は、開示当事者に対し、開示の要求について迅速に書面で通知し、可能であれば開示当事者に適切な法的手段により開示を阻止する合理的な機会を与えたものとします。
- 7.5 各当事者は、本第7条に基づく義務を、その従業員、代理業者および代理人（インターテックの場合は下請会社も同様に）確実に遵守させるものとします。
- 7.6 開示当事者による機密情報の開示だけでは、当該機密情報に関していかなる知的財産権のライセンスも付与されません。
- 7.7 アーカイブ保管について、本顧客は、インターテックが提供したサービスを文書化するのに必要なすべての資料を、品質と保証プロセスにより要求される、或いは関連する認定機関の試験および認証規則により要求される期間、インターテックがアーカイブで保持する場合があることを了解します。

## 8. 改訂

- 8.1 書面により、本契約を改訂する旨が明示的に表明され、各当事者の正当な署名者が署名する場合を除いて、いかなる本契約への改訂も無効である。

## 9. 不可抗力

- 9.1 いずれの当事者も、本契約に基づく義務の履行遅延または不履行について、当該遅延または不履行が以下の結果である限りにおいて、相手方に対して責任を負わないものとします。
- (a) 戦争（布告の有無を問わない）、内戦、暴動、革命、テロ行為、軍事行動、妨害行為および/または海賊行為。
- (b) 暴風雨、地震、津波、洪水、および/または雷などの自然災害、爆発および火災。
- (c) 影響を受ける当事者またはそのサプライヤーもしくは代理業者の従業員1名以上が行う場合を除く、ストライキおよび労働争議。
- (d) 電気通信、インターネット、ガス、電気サービスの提供業者などの公益事業会社の不履行。
- (e) 当事者の合理的な支配が及ばないその他の事象。
- 9.2 誤解を避けるために、影響を受ける当事者がインターテックである場合、下請業者側の不履行または履行遅延により発生する不履行または遅延は、下請業者が上記の中の1つの事由により影響を受ける場合にのみ不可抗力事象（以下に定義される）になるものとします。
- 9.3 第9.1条に記載される事象（以下「不可抗力事象」という）により履行が影響を受ける当事者は、以下を行うものとします。
- (a) 不可抗力事象および結果として生じる遅延または義務の不履行の原因と予想される期間を、他方当事者に書面で速やかに通知すること。
- (b) 不可抗力事由の影響を回避または緩和するためにあらゆる合理的な努力を行うとともに、合理的に可能な限り早急に影響を受けた義務を引き続き履行する、または履行を再開すること。
- (c) 不可抗力事象により影響を受けなかった本サービスを引き続き提供すること。
- 9.4 不可抗力事象がその開始日から60日を超えて継続する場合、各当事者は他方当事者に少なくとも10日前までに書面で通知することにより本契約を解除できます。

## 10. 賠償責任の制限および免除





Total Quality. Assured.

- 10.1 いずれの当事者も、次のものに関しては、他方当事者に対する責任を制限したり排除したりしません。
- (a) 当該当事者またはその取締役、役員、従業員、代理業者もしくは下請業者の過失に起因する死亡または人身傷害。
- (b) 自身の詐欺行為（または自らの取締役、役員、従業員、代理人もしくは下請業者の詐欺行為）。
- 10.2 第10.1項に従い、本契約の違反または本契約に従って提供されるサービスから生じる、またはそれに関連するいかなる事項に対する契約、不法行為（過失および法定義務の違反を含む）におけるインターテックの最大負債総額は、本契約に従って実行されるサービスに対して本顧客および/またはそのサプライヤーがインターテックに支払った金額と同額でなければなりません。
- 10.3 上記第10.2条にかかわらず、インターテックは契約、不法行為（過失および法定義務の違反を含む）またはその他において、次のような責任を負わないものとします；(i)利益の損失；(ii)販売またはビジネスの損失；(iii)営業権または評判の損失または損害；(iv)製品回収のための費用または経費；(v)ソフトウェア、データまたは情報の損失、使用または破損；(vi)間接的、結果的、懲罰的、または特別な損失（その可能性について知らされていた場合でも）；(vii)インターテックに提供された虚偽、不正確、不完全、または誤解を招くような情報に起因するレポートの不正確な結果；(viii)適用される法律および規制の要件に本顧客が遵守しない場合。
- 10.4 顧客によるインターテックへのクレームは、顧客がそのようなクレームの原因となる状況を認識してから90日以内に行わなければならない。

### 11. 免責

- 11.1 インターテックの過失または不正行為が証明された場合を除き、本顧客は、直接的または間接的に、以下に起因または関連するあらゆる請求、訴訟、債務（訴訟費用および弁護士費用を含む）からインターテック、その役員、従業員、代理業者、関連会社、請負業者および下請け業者を免責し、かつ防衛するものとします。
- (a) 本顧客が法律、条例、諸規則や政府または司法当局の命令を実際に遵守しない、または遵守しないと主張することに対する、規制機関または政府当局またはその他による請求または訴訟。
- (b) インターテック、その役員、従業員、代理業者、代表者、請負業者および下請け業者が本契約で提供するサービスに関連して発生した、あらゆる個人または事業体に生じた、人身事故、資産の損失または損害、経済損失、および知的財産権の損失または損害に対する請求または訴訟。
- (c) 上記第4条に定めるいずれかの義務に対する本顧客による不履行または不履行申立て。
- (d) サービスの履行、主張される履行、または不履行に関連して生じる性質や発生原因を問わない損失、損害または費用に対して第三者によってなされる請求で、1つサービスに関連する請求の合計額が上記第10条に定める責任額の制限を超える場合のみ。
- (e) インターテックが発行した報告書の誤用、無許可または虚偽の使用により発生した、インターテックの営業権または評判を損なうような請求または訴訟で、インターテックの書面による事前承諾を得ることなく、本顧客がメディア、マーケティングまたは出版目的で「インターテック」またはインターテックの商標またはブランド名を使用することを含むがこれに限定されない。
- 11.2 この第11条に定める義務は、本契約の終了後も存続するものとします。

### 12. 保険契約

- 12.1 各当事者は、専門職業賠償責任保険、雇用者賠償責任保険、自動車保険、財産保険を含むがそれらに限らない自社の保険の手配および費用について責任を負うものとします。
- 12.2 インターテックは、クライアントに対する保険者または保証人としてのいかなる責任も明示的に否認します。
- 12.3 本顧客は、インターテックは使用者賠償責任保険を維持するが、本顧客またはサービスの提供に関わる第三者の従業員は、当該保険による補償の対象ではないことを認めます。サービスが本顧客または第三者に属する施設で提供される場合であっても、インターテックの使用者賠償責任保険はインターテックの従業員以外の者に関しては補償しません。

### 13. 契約の終了

- 13.1 本契約は、サービスが開始される初日に開始し、本第13条に従い早期に終了しない限り、サービスの提供が完了するまで継続するものとします。
- 13.2 本契約は、以下のいずれかにより終了することができます。
- (a) いずれかの当事者が他方当事者に対して本契約に基づき課される義務の重大な違反の是正を要請する書面通知を配達証明付郵便または宅配便により発送後、他方当事者が30日を超えて当該違反を継続する場合。
- (b) 本顧客が請求書の支払期日までに支払わない場合、および/または再度の支払要求後も支払わない場合、インターテックによる本顧客への書面通知により。
- (c) いずれかの当事者は、他方が債権者との任意の取り決めを行うか、管理命令の対象となるか、（個人または会社）破産するか、（会社）清算（それ以外の目的のために合併または再構築）するか、他方の財産または資産のいずれかを占有する、または受領者が任命されるか、他方が事業を中止するか、中止する恐れがある場合、他方当事者への書面通知により。
- 13.3 何らかの理由で本契約が終了した場合、当事者が持つ可能性のあるその他の権利または救済を損なうことなく、クライアントは終了日までに実行されたすべてのサービスに対してインターテックに支払うものとします。この義務は、本契約の終了または満了後も存続するものとします。
- 13.4 本契約の終了または満了は、両当事者の既発生の権利および義務に影響するのではなく、かつ、かかる終了もしくは満了時に効力を生じ、またはそれ以後に効力が継続すると明示的または黙示的に意図される規定にも影響しないものとします。

### 14. 譲渡および再委託

- 14.1 インターテックは、必要な場合、本契約に基づく義務の履行および本サービスの提供をその1社以上の関係会社および/または下請会社に委託する権利を留保します。インターテックはまた、クライアントに通知の上、本契約をインターテックグループに属するいずれかの会社に譲渡することができます。





Total Quality. Assured.

**15. 準拠および紛争の解決**

15.1 本契約および提案は、日本法に準拠するものとします。当事者は、本契約に起因または関連して生じたあらゆる紛争または請求（本契約に基づくサービスの提供に関する契約外の請求を含む）に関して、日本の裁判所の専属的管轄権に服することに合意するものとします。

**16. 雑則****分離条項**

16.1 本契約のいずれかの条項が無効、違法もしくは執行不能であるまたはそうなった場合、当該条項は分離され、残りの条項は無効、違法または執行不能な条項なしに本契約が締結された場合と同様の効力を有します。無効性、違法性、または執行不能性が非常に根本的なものであり、本契約の目的の達成を妨げる場合、インターテックと本顧客は、代わりの取り決めに合意するために、直ちに誠実な交渉を開始するものとします。

**パートナーシップ、代理関係がないこと**

16.2 本契約のいかなる内容も、また本契約に基づき当事者が行ったいかなる行為も、両当事者間のパートナーシップ、組合、合併またはその他の共同事業体を構成するものではなく、またいずれかの当事者を他の当事者のパートナー、代理業者または法定代理人にするものでもありません。

**権利放棄**

16.3 上記第10.4項に従い、いずれかの当事者が本契約のいずれかの条項の厳守を要求しないとしても、または自らが権利を有するいずれかの権利もしくは救済手段を行使しないとしても、それは権利放棄を構成するものではなく、本契約で規定された義務が減じられるものでもありません。いずれかの違反を放棄しても、その後の何らかの違反の放棄とはならないものとします。

16.4 本契約に基づきいずれかの権利または救済手段を放棄しても、それが放棄であることが明示され、かつ書面により他方当事者に伝達されない限り、効力を有しないものとします。

**完全な合意**

16.5 本契約及び提案は、本契約により予定されている取引に関する当事者間の全ての合意を含み、これらの取引又は当該主題に関する当事者間の従前のすべての合意、取決め及び了解に取って代わるものである。注文書、明細書またはその他の類似の文書は、本契約の条項に追加されたり、条項を変更したりするものではありません。

16.6 各当事者は、本契約を締結するにあたり、本契約の承認または署名を行う前に他の当事者によって、または他の当事者のために行われた表明、保証、担保契約、またはその他の保証（本契約で規定または言及されているものを除く）に依拠していないことを認めます。各当事者は、かかる表明、保証、担保契約、またはその他の保証に関して、本条項がなければ利用できたすべての権利および救済手段を放棄します。

16.7 本契約のいかなる条項も、不正な虚偽の表示に対する責任を制限または排除するものではありません。

**第三者の権利**

16.8 本契約の当事者でない者は、1999年契約（第三者の権利）法に基づき、本契約の条項を行使する権利を有しません。

**その他の保証**

16.9 各当事者は、他方当事者の要請および費用負担により、本契約に基づく義務を完全に果たすために、当該証書および文書を締結および交付し、かつ随時合理的に要請されるその他の措置を講じるものとします。

